

平成28年第9回

## 置戸町議会定例会会議録

平成28年12月14日開会

平成28年12月15日閉会

置戸町議会

## 平成28年第9回置戸町議会定例会（第1号）

平成28年12月14日（水曜日）

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託）
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成27年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託）
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託）
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成27年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託）
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託）
- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成27年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託）
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託）
- 日程第 10 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定について
- 日程第 11 議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第 13 議案第 76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 81号 平成 28 年度置戸町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 議案第 82号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 20 同意第 6号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 21 報告第 11号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 22 報告第 12号 定期監査の結果報告について
- 認定第 23 報告第 13号 例月出納検査の結果報告について
- 認定第 24 総務常任委員会の所管事務調査報告について

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成 27 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成 28 年第 6 回定例会付託）
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成 27 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成 28 年第 6 回定例会付託）
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成 27 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成 28 年第 6 回定例会付託）
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成 27 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会・平成 28 年第 6 回定例会付託）
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕  
平成 27 年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

(決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託)

- 日程第 8 認定第 6号 [決算審査特別委員会報告]  
平成27年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託)
- 日程第 9 認定第 7号 [決算審査特別委員会報告]  
平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会・平成28年第6回定例会付託)
- 日程第10 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定について
- 日程第11 議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営  
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果  
的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 議案第82号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第20 同意第 6号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第22 報告第12号 定期監査の結果報告について
- 認定第23 報告第13号 例月出納検査の結果報告について
- 認定第24 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○出席議員(10名)

- |    |    |   |    |     |    |   |    |
|----|----|---|----|-----|----|---|----|
| 1番 | 前田 | 篤 | 議員 | 2番  | 澁谷 | 恒 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番  | 佐藤 | 勇 | 議員 |
| 5番 | 阿部 | 光 | 議員 | 6番  | 岩藤 | 孝 | 議員 |
| 7番 | 小林 | 満 | 議員 | 8番  | 石井 | 伸 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 | 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 | 純 | 議員 |

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	菅野博敏	総務課参与	東誠
町民生活課長	鈴木伸哉	産業振興課長	深川正美
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	須貝智晴
施設整備課技監	高橋一史	総務係長	芳賀真由美
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	坂森誠二
社会教育課長	蓑島賢治	森林工芸館長	五十嵐勝昭
図書館長	今西輝代		

〈農業委員会部局〉

事務局長 深川正美

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中英規	議事係表	祐太郎
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成28年第9回置戸町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 佐藤勇治議員及び5番 阿部光久議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

総務常任委員会委員長から所管事務調査に係る委員の派遣の申し出があり、置戸町議会会議規則第124条第1項但し書きの規定により委員を派遣しましたので報告します。

その他の事項は事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次のとおりです。

- ・ 議案第73号から議案第82号。
- ・ 同意第6号。

今期定例会に議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・ 決算審査特別委員会審査報告書。
- ・ 総務常任委員会所管事務調査報告書。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次のとおりです。

- ・ 報告第11号から報告第13号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席するものはお手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 去る28年10月11日招集の第2回定例北見地区消防組合議会の結果について報告をいたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月11日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、2件であります。

議案第1号 平成28年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出706万1,

〇〇〇円を追加し、64億7,059万2,000円といたすもので、置戸町関係分につきましては、第6回定例町議会で説明のとおり、退職消防団員2名分の退職報償金74万3,000円と消防団員活動費、旅費の災害出動手当35万円の計上であります。

次に、議案第2号 平成27年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算については、臨時事業費の置戸町分は、境野分団配備の小型動力ポンプを更新整備いたしました。

次に、消防本部・消防署・統合詰所移転改築整備事業費については、継続費分、平成27年度分として建築主体を着手いたしました。

次に、留辺蘂支署移転改築整備事業費では、現年度分、地盤調査委託を行い、用地購入の他、庁舎建設及び外構工事に係る実施設計を行いました。

次に、北見消防団第9分団移転改築整備事業費では、建設工事及び外構工事並びに旧施設の解体工事を行いました。

以上、辻管理者より一括して提案理由の説明がなされ、その後、議案第1号から認定第1号までに対する質疑、討論を行い原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成28年12月14日。報告者 嘉藤均。

---

## ◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの3日間に決定しました。

---

◎日程第 3 認定第 1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第 9 認定第 7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9 認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案は平成28年第6回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議規則第38条第1項により決算審査特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査のものであります。委員長の報告を求めます。

9番 嘉藤均決算審査特別委員会委員長。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 それでは、決算審査についてご報告申し上げます。

平成28年9月26日、第6回置戸町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件の審査結果を報告します。

決算審査特別委員会は9月26日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行いました。審査のための特別委員会は11月14日から17日までの4日間開催し、予算執行に関わる各関係書類、諸帳簿等を検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき詳細かつ慎重に審査を行い、さらに関係課長の出席を求めて疑問点などを聴取しました。審査及び質疑の詳細の内容につきましては省略いたしますが、審査結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、いずれも認定すべきものと全員一致で決定したものであります。

それでは決算審査特別委員会の意見書を口頭で申し上げます。

平成27年度の日本経済は、国の経済政策の一体的な推進により良好な経済状況が見られます。しかし、世界的に見ると、新興国経済の減速から、輸出や生産に鈍さがみられ、個人消費や民間の施設投資に回復の遅れが目立ち、地方経済にとって景気の回復が実感できない状況にあります。一方、地方財政は、国のまち・ひと・しごと創生法定により、財源の上乗せや、地域主権改革に沿い、財源の充実を図るため、前年度に比べ地方交付税等が増額となりました。このような状況から、総合戦略の骨子に沿い、人口、経済、地域社会の課題に対し、行政と町民が一体となり、未来のまちづくりに向け、持続的に取り組むことがなりよりも重要と考えます。そのような中、一般会計の決算では、歳入が前年度対比6,666万円の増、率にして1.5%の増、また、歳出につきましても、前年度対比6,199万円の増、率にして1.4%の増となりました。一方、投資的経費の占める割合は、16.7%で、前年度対比7.6%の減、また、経常収支比率は72.9%で、前年度対比5.7%の減、実質公債比率は6.6%で、前年度対比0.4%の減となっています。結果、一般会計の実質収支額は、1億2,236万円の黒字となり、健全財政の維持と財政基盤の強化が図られています。しかしながら、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況におかれており、さらに、経常経費等の節減と人口減少対策や、医療、介護の充実を図り、行財政運営に邁進されるよう望むものであります。

農業では、全国でも最大級の農事組合法人勝山グリーンファームが設立をし、町からも支援が行われました。今後のグリーンファームの成功は基より、第2、第3の法人の設立や新規就農への取り組みを期待するところです。

また、商工業では、街並み整備から20年が経過したことから、置戸町美しい商店街奨励金制度が創設されました。利用実績は9件で、制度のタイムリーな活用や効果が窺えるところであります。

次に、超過勤務と健康管理では、監査委員のご指摘のとおりで、このような異常な事態を委員会としても見逃すわけにはいきません。超過勤務が500時間を超える職員が7人、うち1人は、1,400時間を超えており、肉体的にも精神的にもかなりの負担を強いられて、日常業務にも多大な支障をきたしていると思います。開町100周年事業も超過勤務の増高要因の一つと聞いてはおりますが、このままでは職員の健康が損なわれ、町にとっても大きな損失に繋がることから、超過勤務縮減に向けての早急な取り組みが必要と考えます。

建設機械等の安全運転の取り組みでは、安全性や効率性、機動力の観点から、各種作業機のオペレ



ーターとなる有資格者を増やすことが必要と考えます。築31年が経過し老朽化が著しい拓殖住民センターは、地域住民の要望に応え、暖房設備の更新や和室の段差解消、トイレの拡張等、大規模改修が行われたことから、利用者からは、安心して使用することができるとの評価をいただいております。

町の広報広聴では、所管課におけるホームページのタイムリーな更新やチェック体制の構築等、最新の情報をユーザーへ発信するよう心掛けていただきたいと思います。

また、平成27年度は、大正4年4月に野付牛村、現在の北見市から分村して100周年の節目の年となりました。数多くの記念事業や協賛事業が執り行われ、事業費の支出総額は、1億2,649万5,000円となり、支出総額に対する町からの交付金は、総額で8,189万3,000円となりました。一部の町民からは、単発的な事業が多かったのではという声もありますが、先人に感謝をし、歴史や文化を町民一体となり、未来に向けてのメッセージを後世に繋ぐことができたと思います。また、このことが契機となり101年のまちづくりも若い人たちが少しずつ参画してきていると聞いています。そのことから、今後の町づくりを推進する上で、意義ある周年事業であったと思います。

最後に、健全と言われている町の財政も、今後の財政運営あるいは国の動向により不確定要素が多いことから、国の動向を注視し、更なる財政の健全化と適正化を求め、委員長の報告といたします。

○佐藤議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第2号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第3号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第4号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、お手元に配付の審査報告書の通り、いずれも認定とするものです。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告の通り認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも認定することに決定しました。

---

◎日程第10 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例  
の制定についてから

◎日程第19 議案第82号 工事請負変更契約の締結についてま  
で

————— 10件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第10 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定についてから日程第19 議案第82号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第73号は、置戸町勝山活性化センター設置条例の制定についてでございます。議案の内容につきましては、産業振興課長より申し上げます。また、議案第

82号は、工事請負変更契約の締結についてでございます。議案の内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。なお、この間のそれぞれの議案につきましては、所管の課長より議案の説明について申し上げます。よろしくお願いいたします。

〈議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定について〉

○佐藤議長 まず議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定について。

産業振興課長。

○深川産業振興課長 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定についてご説明いたします。

置戸町勝山活性化センター設置条例を次のとおり制定する。

置戸町勝山活性化センター設置条例。

本条例につきましては、旧勝山公民館の施設改修工事が完了し、勝山活性化センターとして地域活性化や農業を初めとする、産業育成を目的とする法人や組織、団体の拠点施設として利活用を図るため、その設置及び管理に必要な事項を定めるものであります。

第1条は、条例の制定目的を規定し、第2条で施設設置の目的、第3条で施設の名称及び位置を規定しております。第4条は、使用の許可及び使用条件について、第5条から第6条までは、使用料、使用料の還付及び減免を規定しております。なお、使用料につきましては、別表のとおり、月額3万円とし、光熱水費等は使用者が負担するよう規定しております。第8条及び第9条では、目的外使用の禁止、または、使用制限、さらには使用許可の変更及び取り消しを規定しております。第10条は、使用者の適切管理及び軽微な改修、模様替え等の事前承認を規定しております。第11条では、施設の損害賠償規定、第12条では、使用終了時の現状復帰規定を明記しております。第13条は、委任規定となっております。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2項では、関連条例であります、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例及び第3項では、置戸町公共施設の暴力団排除に関する条例に、この勝山活性化センターを加えるための附則規定でございます。

以上で議案第73号の説明を終わります。

〈議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 次に議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について。

産業振興課長。

○深川産業振興課長 議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例を次のとおり制定する。

置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例。

この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が平成27年9月改正。本年、4月1日から施行されたことによりまして、次期農業委員の改選に向けて定数を定めて、法改正による公募手続き等の事務を進めるため、条例を制定するものであります。従来、農業委員の構成は、公

職選挙法に基づく選出と議会、農業団体等からの推薦による市町村選任制の二本立てで構成していましたが、今後は全ての委員を公募及び推薦により、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制の一本化となります。本条例で農業委員の総数を定めるものであります。

第1条は、本条例の趣旨、根拠法を明記した規定となっております。第2条では、農業委員の定数13名を規定しております。現在、本町では、選挙による農業委員10名と、議会推薦委員2名、団体推薦2名の14名で構成しておりますが、次期改選期からは、農家戸数の減少、営農集団等の統合等を考慮して、1名減の13名となります。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2項では、本条例制定に伴い、置戸町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例を廃止するものでございます。

なお、現在の委員任期、平成29年7月19日までの現行定数は、法により経過措置がなされております。

以上で議案第74号の説明を終わります。

〈議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。総務課長。

○菅野総務課長 議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

第1条 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる、この範囲を拡大すると共に、育児休暇、介護休暇等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護時間の導入等を行う必要があることによるものの制度改正です。

改正点は、特別養子縁組の成立に関わる監護を現に行う子の追加。児童福祉法の改正により、里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者の追加。3点目は、介護休暇を承認できる時間の分割で、3回まで可能となります。また、4点目で、新たに介護時間の新設です。最長連続3年、1日2時間までとしています。特別養子縁組制度について説明します。特別養子縁組制度は、昭和62年民法改正で新設された制度です。原則として6歳未満の未成年者の福祉のために特に必要がある時に、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です。そのため、養親となる者は配偶者があり、原則として25歳以上の者で夫婦共同で養子縁組をする必要があります。

それでは、条例改正の説明に入りますので、議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

1ページ、第1条関係では、8条の2、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に特別養子縁組となる子について追加しております。第1号、第2号で、その子の特定をしております。次のページを

ご覧ください。第2項で、児童福祉法改正により、里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者の追加であります。下段、第8条の3。第2項に、3歳に満たない子のある職員の勤務時間の制限を加え、3ページは、そのことによる項の移動と文言の整備を行っております。4ページをお開きください。4ページ、第11条は、介護時間を追加して、第15条は、介護休暇の分割について、職員の申出に基づき、指定期間を指定しております。指定期間は、規則の定めることにより、一定の介護状態ごとに3回以下、かつ合計6ヶ月以下の範囲内で指定をしております。新たに、15条の2で、介護時間について、5ページ、上段まで記載しております。6ページ、7ページをお開き下さい。第2条による改正です。養子縁組里親の文言について改正しております。第2条の部分は、平成29年4月1日から施行となります。本議案にお戻りください。2ページめくって下さい。最後のページとなります。

#### 附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

経過措置として第2項で、第1条の規定による改正前に承認を受けた職員について、改正後の規定適用を記載しております。

以上で議案第75号の説明を終わります。

〈議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容ですが、議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例で説明いたしました、介護時間の新設に伴い、勤勉手当の支給の在職期間の取り扱いを定めるものです。第15条の4、第4号として、介護時間取得職員の追加。同条第2項第5項として、介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合は、その勤務しなかった全期間の追加であります。

#### 附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

説明資料として、議案第76号説明資料 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧ください。

以上で議案第76号の説明を終わります。

〈議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第77号につきましてご説明いたします。

議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

第1条 置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条で改正する改正内容は、平成28年度税制改正及び地方税法等の改正に伴い、平成29年1月1日施行に係るもの及び平成29年1月1日以降、制度の適用に必要な規定の整備について改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第77号説明資料 置戸町税条例等の一部を改正する条例をご覧ください。

左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。項目の1、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合における所要の規定の整備ですが、個人町民税、法人町民税に係る延滞金について、一度減額更正を行った後に増額の更正又は増額修正申告を行った場合は、増額更正または増額修正申告までの期間を延滞金の計算期間から除く取り扱いに改めるもので、国税の改正に合わせて改正が行われるものです。第19条は、期限後に納付し、または納入する税金又は納入金による延滞金の規定で、地方税法の改正に伴う文言の修正と、法人町民税の申告に関する延滞金の規定の整備を行うものです。第43条は、普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収の規定ですが、地方税法改正に伴う文言の修正と、計算期間の見直し部分の規定を追加しております。第48条、法人町民税の申告納付。第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きについても同様に文言の整理と、計算期間の見直し部分の規定を追加する改正となっております。平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金または同日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用されます。

次のページをお開きください。項目の2、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を附則第6条に新設します。改正概要ですが、セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC薬の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、その購入費用、年額10万円が限度ですが、そのうち1万2,000円を超える額をその年分の総所得金額等から控除する仕組みです。10万円から1万2,000円を差し引いた8万8,000円が控除の限度額となり、従来の医療費控除と重複適用はできないこととなっております。本制度は、平成30年度分から適用となります。

次に、項目の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例。附則第19条の3の規定の削除でございますが、平成29年1月1日施行として、地方税法附則35条の3の2に同じ内容で新たに規定をされたことから、条例から削除するものでございます。内容につきましては、非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額と、非課税口座内上場株式等以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を区分して計算すること。また非課税口座内上場株式等を非課税口座から一般口座に払い出した場合等においては、その払出時の時価で同一銘柄・同一数の上場株式等の譲渡があったものとみなすことを規定しております。

3ページをお開きください。項目の4、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対して、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するための規定の整備ですが、国家間の租税に関する取り決めは、通常条約により決められますが、ある特定の地域との租税に関する取り決めをする場合は、条約によることができないことから、国内法により整備する必要があります。

す。今回、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律により、台湾との間に発生する租税の取り決めが定められたため、税条例においても所要の改正が必要となったものです。附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の新設ですが、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する、特例適用利子等、特例適用配当等があった場合は、他の所得と分離して、100分の3の税率を乗じ、所得割を課す規定となっております。附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定ですが、先程、附則第20条の2を追加しましたので、条を1条ずつ繰り下げ、合わせて規定中の引用字句等の整備を行っております。平成29年1月1日から施行となります。

本議案にお戻りください。議案第77号から4枚お開きいただき、右のページ、中段になります。

第2条 置戸町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正ですが、平成27年6月の第4回置戸町議会定例会で可決いただきました、置戸町税条例等の一部を改正する条例中、先程の第1条の改正により関連して附則の改正が生じたことから規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、先程の別冊の議案第77号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例の4ページをお開きください。項目の欄、附則第5条第7項の改正ですが、町たばこ税の3級品に係る課税の経過措置中、延滞金の取り扱いが条例第19条の規定を適用することとなっておりますが、先程の第1条で延滞金の計算期間の見直しに伴い、条例第19条第3項の規定の整備を行うことから、準用する附則第5条第7項の改正を行うものです。規定中、「新条例」を「置戸町税条例」に。「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削ります。平成29年1月1日から施行となります。

本議案にお戻りください。議案第77号から4枚お開きいただき、右のページ、下段、附則をご覧ください。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の定める日から施行する。

第1号、条例第1条中置戸町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定。

平成30年1月1日。

次のページをお開きください。第2号、第1条中置戸町税条例附則第20条の2及び第20条の3の改正規定並びに次条第4項の規定。所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる施行の日。第2条につきましては、今回の改正についての経過措置を規定しております。議案第77号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で議案第77号の説明を終わります。

〈議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第78号につきましてご説明いたします。

議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、先程、議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例でもご説明しましたが、平成28年度税制改正により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法等の非課税等に関する法律が整備され、国民健康保険税条例においても、所得割等の算出に際し、規定の整備が必要となったことから改正を行うものでございます。

それでは改正内容をご説明いたしますので、別冊、議案第78号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご覧ください。左側が項目、右側が改正概要となっております。

改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。項目の欄、附則第10項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の新設でございます。条例第3条に規定する、基礎課税分の所得割額、第6条に規定する、後期高齢者支援金分の所得割額、第8条の介護納付金分の所得割額、第23条の国保税の減額の計算をする際に、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法等の非課税に関する法律に規定する特例適用利子等がある場合は、これを算入して計算する規定を新設するものです。次の、附則第11項は、附則第10項同様、特例適用配当等がある場合は、これを算入して計算をする規定の新設となっております。次の、項の繰り下げの整備ですが、2項を新設しましたので、第10項を第12項に、第11項を第13項にそれぞれ繰り下げるものです。

本議案にお戻りください。議案第78号の次のページ、中段、附則をご覧ください。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第2条は、改正後の附則第10項及び第11項の適用区分について規定をしております。

議案第78号説明資料 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で議案第78号の説明を終わります。

〈議案第79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第79号について説明いたします。

置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改



正する条例。

置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

初めに、一部改正の趣旨等についてご説明いたしますので、別紙の議案第79号、80号説明資料、置戸町地域密着型サービスに関する基準条例の改正についてをご覧ください。

議案第80号にも関連がありますので、合わせてご説明いたします。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律により、介護保険法の一部改正があり、平成28年4月1日より施行され、これに伴い、国が定める基準等についても改正されたことから、本町における地域密着型サービスに関する基準条例の一部を改正するものです。なお、市町村における関連する条例等の改正については、施行から1年間の経過措置が設けられており、この間、関連法令との都合等、整理期間とし、1月施行に向けて改正するものです。本町で対象となる事業所は、地域密着型通所介護事業所の1事業所となります。

主な改正内容についてですが、1点目は、小規模な通所介護及び療養通所介護事業所について、道の指定による居宅サービスから、町の指定による地域密着型サービスに移行することに伴う、人員及び施設基準等の追加。2点目は、既に地域密着型サービスによる事業所である、認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置を義務化するものです。

次のページをお開きください。議案第79号による一部改正を表にまとめておりますが、地域密着型通所介護については、利用定員18人以下の事業所について基準の創設。療養通所介護は、利用定員9人以下の事業所についての基準の創設。認知症対応型通所介護では、今回新設された地域密着型通所介護等に運営推進会議の設置が義務付けられたことに合わせて、運営推進会議の設置を義務化するものです。次のページをご覧ください。基準の類型は、国の基準に従い定める。従うべき基準と国の基準を標準として定める基準。国の基準を参酌して定める。参酌すべき基準の3つに分類されます。今回の基準省令の規定をもとに、利用者の処遇の向上、適正な事業の運営、確保の観点から、本町の実情を踏まえ検討した結果、特段の支障がないことから、関係条例は国の基準省令どおり改正となります。施行期日は、いずれも平成29年1月1日となります。

それでは、改正の具体的な内容につきまして説明いたしますので、別紙議案第79号説明資料、新旧対照表をご覧ください。1枚めくりまして、3ページ目、第3章の2、新設いたしました、地域密着型通所介護では、第2節から人員に関する基準。2ページ進みまして、下段、第3節、設備に関する基準。次のページに移り、第4節、運営に関する基準になりますが、この運営に関する基準の中で、運営推進会議の設置義務が規定されております。運営推進会議以外の基準につきましては、改正前の道指定による小規模型通所介護の基準と変更はございません。引き続き、第5節からは、指定療養通所介護に係る基準となっております。なお、後半、現行の条例から削除されている箇所につきましては、通所介護事業所等の規定が第3章の2に新設されたことに伴い、準用する規定がその前の状況に規定されたことによる削除となります。他、関連条項の整理となっております。

それでは、本議案にお戻りください。10枚めくっていただきまして、右のページになります。

#### 附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

以上で議案第79号の説明を終わります。

〈議案第80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第80号について説明いたします。

置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別紙、議案第79号、80号説明資料を再度ご覧ください。条例の一部改正の趣旨等につきましては、先程、議案第79号で説明いたしましたので省略いたします。2ページ目、下段になります。介護予防認知症対応型通所介護の運営推進会議の設置義務化について関連する基準の一部改正となります。最後のページになります。こちらも、国の基準省令どおりの改正となります。参考までにですが、議案第79号で、地域密着型サービスに移行された、地域密着型通所介護及び療養型通所介護について、議案第80号の介護予防サービスに関する基準の改正がない理由でございますが、地域密着型通所介護につきましては、平成27年度の介護保険制度改正により、要支援認定者が利用する介護予防通所介護につきましては、地域支援事業における介護予防、日常生活、総合支援事業に順次移行されるため、その間は道の指定のままとなります。また、療養通所介護につきましては、重度の要介護者が対象のための事業のため、介護予防サービスには基準がないことによるものです。

なお、別紙の議案第80号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので、後程ご参照ください。本議案にお戻りください。議案第80号から1枚めくっていただきまして。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

以上で議案第80号の説明を終わります。

〈議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第5号）〉

○佐藤議長 次に議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第81号について説明をいたします。

平成28年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度置戸町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,212万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,097万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、後程、別冊の平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)により説明いたします。

第2条 繰越明許費の補正及び第3条 債務負担行為の補正について説明いたしますので、本議案の3ページをお開きください。

初めに、第2表の繰越明許費補正の説明をいたします。今回の繰越明許費、臨時福祉給付金給付事業の補正は、本年度、国の第2次補正予算で措置された事業で、平成26年の消費税引き上げに伴う経過措置として、低所得者を対象とした臨時給付金の支給に係る経費となります。事業の詳細は、後程、歳入歳出予算で説明いたしますが、臨時福祉給付金給付事業として、1,369万4,000円を繰越明許費として追加をいたしました。

次に、第3表 債務負担行為補正の説明をいたします。今回の債務負担行為の補正は、置戸町新規就農者支援育成条例に基づく新規就農予定者に対する就農研修支援資金貸付金として、平成28年度から平成30年度まで、貸付金の限度額を240万円として債務負担行為を追加するものです。事業の詳細は、後程、歳出予算で説明いたします。

引き続き、平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)により説明いたしますので、事項別明細書の最終ページ、14ページをご覧ください。

初めに、繰越明許費に関する調書になります。臨時福祉給付金給付事業で、金額が1,369万4,000円。財源として国庫補助金を見込んでおります。年度内実施が不能として翌年度に繰越すものです。

次に、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書ですが、就農研修支援資金貸付金で、期間は平成28年度から30年度までの3年間とし、限度額は240万円です。当該年度以降の支出予定額の欄、括弧内の30万円は、平成28年度中の支出予定額で、平成29年1月からの3ヵ月分となります。最終、平成30年12月までの2年間の研修に対しての貸付予定となっております。なお、財源は一般財源となります。

引き続き、第1条 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

---

休憩 10時39分

再開 11時00分

---

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第5号)〉

○佐藤議長 議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。事項別明細書、6ページ、7ページ。3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。定住促進事業に要する経費から。  
町づくり企画課長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)、別添のとおり)

〈議案第82号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 次に議案第82号 工事請負変更契約の締結について。  
総務課長。

○菅野総務課長 議案第82号 工事請負変更契約の締結について提案理由の説明をいたします。

議案第82号につきましては、6月17日開会の第3回臨時議会において、議案第43号で議決をいただきました置戸地区簡易水道再編推進事業。秋田送水ポンプ場外建設工事についてです。本工事の水道管布設予定箇所の地下水位が高く、その箇所での水道管布設が困難となり布設位置を変更しました。このことに伴い、当初計上していた側溝の敷設替えが不要となったため、工事請負契約の締結の一部を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第14号)第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

1. 目的、置戸地区簡易水道再編推進事業 秋田送水ポンプ場外建設工事。

2. 金額、変更前1億1,772万円。

変更後1億800万円。

3. 相手方、遠藤組・天内工業経常建設共同企業体。

代表者、常呂郡置戸町字置戸255番地の22、株式会社遠藤組代表取締役 遠藤耐藏。

構成員、北見市東相内町10番地7、天内工業株式会社代表取締役 伊藤嘉高。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで議案第73号から議案第82号までの提案理由の説明を終わります。

---

◎日程第20 同意第6号 置戸町固定資産評価審査委員会委員  
の選任について

○佐藤議長 日程第20 同意第6号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第6号は、置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本町固定資産評価審査委員会委員、桑山隆氏は、平成29年1月11日をもって任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります。住所は常呂郡置戸町字置戸458番地の6。氏名は、小田重孝氏でございます。生年月日は、昭和32年2月18日で、現在59歳でございます。

小田重孝氏の職歴、公職歴等について若干申し上げたいと思います。昭和51年3月に、置戸高校の定時制普通科を卒業されたのち、父親であります、小田運輸有限会社に入社をいたしまして、平成17年の3月に代表取締役役に就任をされております。

主な公職歴であります。平成7年に商工会の理事に就任され、平成24年に置戸町商工会の副会長になられまして、27年の5月に商工会の会長に就任をされ現在に至っております。また、平成18年の6月から平成22年の3月まで、置戸町行政評価審査委員会委員、また、平成22年の4月から平成26年の3月まで、置戸町まちづくり基本条例委員会委員に就任をされております。また、平成27年には、置戸町表彰審議会委員、28年の6月には、置戸町特別職報酬等審査委員会に就任をされております。表彰歴であります。北海道商工会連合会の会長表彰あるいは全国の商工会連合会の会長表彰を受けております。なお、前任の委員さんでありました、桑山隆氏につきましては、平成14年から29年の1月11日までの任期を務めていただきますと5期15年、この固定資産評価審査委員会の委員を務められたということになります。小田重孝氏の委員の選任について、よろしく申し上げまして説明に代えさせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第6号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第6号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

---

## ◎日程第21 報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告について

○佐藤議長 日程第21 報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第11号について申し上げます。

監査委員が平成28年10月28日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配付のとおり  
の結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

---

◎日程第22 報告第12号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第22 報告第12号 定期監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第12号について申し上げます。

監査委員が平成28年11月25日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手  
元に配付のとおりの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

---

◎日程第23 報告第13号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第23 報告第13号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第13号について申し上げます。

監査委員が平成28年8月31日、9月30日及び10月31日現在の出納状況について検査を執  
行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

---

◎日程第24 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○佐藤議長 日程第24、総務常任委員会の所管事務調査報告について。

委員長の報告を求めます。

7番 小林満総務常任委員会委員長。

○7番 小林議員〔登壇〕 本年度総務常任委員会が実施いたしました道内所管事務調査に係る現状及  
び所見は、お手元に配付の調査報告書のとおりでございます。

調査期間は、平成28年10月12日から14日までの3日間。調査場所は、札幌市、ニセコ町、  
豊浦町の3カ所でございます。委員9名と議長、随員の11名で調査を行いました。

それでは、調査に係る現状と所見について申し上げます。

初めに、新規就農について札幌市公益財団法人北海道農業公社でございます。公益財団法人北海道  
農業公社は、本道農業の経営規模拡大や生産性向上に資する各種事業を総合的に実施する公益法人と  
して昭和45年に、北海道、北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団の三者  
で設立されました。

その後、平成21年には、社団法人北海道農業担い手育成センターと合併し、新たに農業の担い手  
の育成や確保対策にも取り組むことになり、平成24年からは、「公益財団法人」として移行し認定を

受け、それまでの「北海道農業開発公社」から「北海道農業公社」に名称を変更し、現在に至っております。

北海道農業公社は、国や道の農業施策に沿って、農業・農村の活性化を目指す地域の取り組みを支援しており、新規就農などを促進する「農業担い手育成確保事業」をはじめ、「農地中間管理事業」や「農地保有合理化等事業」など、6つの事業を大きな柱としています。

さて、全道の離農者数は毎年1,000人を超えており、離農者数に対する平成18年から昨年までの新規就農者の数は、概ね600から700人でございます。そのうち非農家からの新規参入者の数は、60から120人で推移しております。取り分け、平成27年度の新規就農者数は589人で、そのうち非農家からの新規参入者は168人、充足率は約47%となっております。このように、新規就農者の数は離農者を大きく下回る状況にあり、後継者不足や高齢化の進行により農家戸数は年々減少を続け、耕地面積の減少に対し、耕作放棄地は増加傾向にあることから、担い手の育成確保は本道にとって重要な課題となっております。

昨年度末の本町の農家戸数は、1農事組合法人、グリーンファームを除くと93戸で、そのうち後継者が存在する農家は28戸、また経営者の平均年齢は概ね52.8歳で、60歳以上は全体の3割を超えております。現在1戸の新規参入が進められているものの、将来的には担い手不足による圃場の荒廃等が懸念される状況にあります。加えて、昨年度の担い手育成センターにおける就農相談者の希望作物毎の割合は、酪農が13.5%、畑作が7.8%、野菜が40.2%、その他38.5%でございます。本町が占める酪農・畑作への相談割合は低く、円滑な新規就農等を促進する上で、高いハードルを感じざるを得ません。本町の基幹産業である農業を守る上で、JAや町の施策と育成センターの事業とが相まって、さらには地域が一体となって、グリーンファーム設立のような新たな法人設立のための取り組みや新規参入者の拡大に向けての対策が急がれる状況にあります。

次に、定住対策について、これはニセコ町でございます。皆様もご存知のとおりニセコ町については、前段の方は省いていきたいというふうに思いますが、非常に最近では観光で、非常に恵まれているということが言われております。現在も観光地として有名でございまして、人口は4,900人の町であります。そのうち、住民票を置く外国人世帯数は91世帯で147人というふうに言われております。また、全国に先駆けて「まちづくり基本条例」を策定し、まちづくりに関する制度や仕組みを町民の権利として安定して保障しております。さまざまな新しい地域経営への取り組みを推進するための先駆的な町として、今なお全国的に注目されている町でございます。

ニセコ町には、一般的に公営住宅と言われるものが312戸、特公賃が40戸、町の単独住宅が48戸、計400戸の公営住宅がございます。町営住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画、公営住宅長寿命化計画を基に、全面的改修事業などを行っております。

全面的改修事業とは、ニセコ町が構造計算適合性判定を踏まえ全国に先駆けて実施したもので、昭和30年から50年初頭迄の古いブロック造の公営住宅を改修するにあたり、既存の基礎と骨組みのみを残し内側と外側を新築と同じように新しくする工法で、これにかかる工事費と新築にかかる工事費を比べますと、1棟あたり400万円程度の工事費が低減を図れるというもので、国の補助率は5割でございます。

住宅の改修につきましては、入居者の意見を聞きまして、住宅の広さの間取りを3DKから2LD

Kに、また居間を南側に設け、お年寄りや子ども、障害者など誰もが快適で安心して暮らせるようにユニバーサルデザインとし、屋根は落雪のことも考えながら陸屋根としております。

また、改修によって生じる家賃の上昇を抑制するために、5年間の軽減措置を講じております。

本町においては、第7団地を解体するのか、あるいは改修するのか、その方向性を決めなければならない時期がきております。民間の空き家はあっても、大規模改修なくしては住める住宅が少ないことや、町営住宅に空きはあっても所得制限があることから、町外の方が住みたくても住めないなど厳しい住宅事情にあります。多くの若者が北見市等町外から通勤している状況にもございます。

このような状況の中から、例えば第7団地の用途を廃止して、福祉従事者・農業研修生・林業担い手従事者などの勤労者向けの住宅としての利活用や、夏期間に限り、本州のシニアをターゲットにしたロングステイのための専用住宅にすることなど、工事費の低コスト化を図り自由度の高い住宅へと再生することも、定住対策の一つに繋がると考えます。今後の定住対策に向けての取り組みを期待するところでございます。

3番目は、移住・定住等人口減少対策について、豊浦町でございます。

豊浦町は、胆振管内の西側に位置しておりまして、南は内浦湾に面し、農・水産物が豊かな町でございます。人口が4, 200人の町でございます。

豊浦町は、平成18年に移住促進のために、旧教職員住宅1棟2戸を改装して体験住宅を用意しておりまして、これまでに78組、滞在日数は延べ1, 028日で、そのうち4組9人の移住実績がございまして、この住宅については、市街地から15キロメートル離れた場所に位置することや、商店が1店舗のみでネット環境も良くないこと、加えて、移住の際の住宅確保が難しいことなど課題もございまして、

平成26年度より、空き家、空き地の有効活用を通して、移住・定住促進による地域の活性化を目的に空き家バンクを制度化するも、現在の物件登録数は6件、利用登録者数は24人で、これまでに成立した契約件数の実績は2件でございまして、軽微な改修で入居可能な物件が少ないことや権利関係など問題もあり、空き家、空き地解消への取り組みは中々前には進んでいないのが実情でございまして、

また、豊浦町は賃貸住宅の入居者の大半が町営住宅に入居しており、総世帯数2, 265世帯に対し町営住宅入居世帯数は687世帯で、入居率は30%を超えております。さらに、町営住宅を増やすことは財政負担の増高を招くこともあることから、平成24年に民間資金を活用した3LDKの賃貸共同住宅の建設を促進するための支援策を創設いたしました。

当初の支援内容については、1平方メートル当たり2万5, 000円、町外の業者の場合については、1万6, 000円としておりましたが、平成27年に見直しを行い、町内業者は1平方メートル当たり5万円、町外業者は1平方メートル当たり2万5, 000円に改定したことにより、これまでの実績は3棟14戸、事業者への支援金総額は、4, 433万1, 000円となり、そのうちの4戸が転入者の受け皿にもなっております。なお、持ち家対策の支援については、平成16年度より実施し、これまでに27件、8, 253万円の支援金を交付しています。これらはすべて過疎債を活用しています。

本町においては、従来の新築や改修などの支援策に加え、本年度より新たに、定住人口の確保と人口減少の抑制に資することを目的として、民間賃貸住宅建設促進奨励金制度を創設するなど、豊浦町



と同様の各種支援策を講じております。取り分け、民間賃貸住宅建設促進奨励金制度では、1棟8戸の共同住宅の申し込みが成されるなど、住宅不足解消への取り組みも徐々に進んでいますが、多くの若者が隣の市や町から通勤している実態や、今後の移住体験等定住対策に向けて課題もあり、町有住宅の改修や空き家バンク制度の活用、さらには空き家の撤去費支援も視野に入れた土地流動化策など、町外者にとっては住みたくなる環境整備を、そして町民にとっては安心して住み続けられる新たな施策を期待するところでございます。

以上で報告を終わります。

○佐藤議長 委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

---

#### ◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

---

#### ◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時46分

## 平成28年第9回置戸町議会定例会（第2号）

平成28年12月15日（木曜日）

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第82号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第13 意見書案第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める要望意見書
- 日程第14 意見書案第11号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める要望意見書
- 日程第15 意見書案第12号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める要望意見書
- 日程第16 意見書案第13号 全国規模の総合的な「アイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める要望意見書
- 日程第17 意見書案第14号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書
- 日程第18 意見書案第15号 大雨災害に関する要望意見書
- 日程第19 意見書案第16号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定について

- 日程第 4 議案第 74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 81号 平成 28 年度置戸町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 82号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 13 意見書案第 10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める要望意見書
- 日程第 14 意見書案第 11号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める要望意見書
- 日程第 15 意見書案第 12号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める要望意見書
- 日程第 16 意見書案第 13号 全国規模の総合的な「アイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める要望意見書
- 日程第 17 意見書案第 14号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書
- 日程第 18 意見書案第 15号 大雨災害に関する要望意見書
- 日程第 19 意見書案第 16号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書

○出席議員（10名）

1 番	前 田	篤 議員	2 番	澁 谷	恒 壹 議員
3 番	高 谷	勲 議員	4 番	佐 藤	勇 治 議員
5 番	阿 部	光 久 議員	6 番	岩 藤	孝 一 議員
7 番	小 林	満 議員	8 番	石 井	伸 二 議員
9 番	嘉 藤	均 議員	10 番	佐 藤	純 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上	久 男	副 町 長	和 田	薫
会 計 管 理 者	鎌 田	満	町 づ くり 企 画 課 長	栗 生	貞 幸
総 務 課 長	菅 野	博 敏	総 務 課 参 与	東	誠

町民生活課長 鈴木伸哉  
施設整備課長 大戸基史  
施設整備課技監 高橋一史  
町づくり企画課財政係長 小島敦志

産業振興課長 深川正美  
地域福祉センター所長 須貝智晴  
総務係長 芳賀真由美

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅  
社会教育課長 蓑 島 賢 治  
図 書 館 長 今 西 輝 代 教

学校教育課長 坂 森 誠 二  
森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 深 川 正 美

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 菅 野 博 敏 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 田 中 英 規  
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 岩藤孝一議員及び7番 小林 満議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日議会から提出された事件は、次のとおりです。

・意見書案第10号から意見書案第16号。

本日の説明員は前日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

---

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして町長に2つの項目について質問させていただきます。

まず、第1項目めは、国民健康保険制度の北海道移管について伺います。

平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立いたしました。この法律によりますと、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、北海道におきましても従来の市町村運営から北海道への運営主体が移管されることとなっております。そもそも国民健康保険の加入者は、74歳以下の商業や農業等、個人経営主やその家族、その他、企業や役所団体等、定年退職した人等、他の保険制度と比較しますと、高齢者が多いと言われ、本町におきましても、大よそ580世帯、加入者である被保険者数は、1,120人程度となっております。この制度の移管の主たる目的は、これからの人口減少社会や少子高齢化を見据え、市町村自治体毎の運営ではなく、都道府県単位の広域化により、将来的にも財政基盤の安定化、保険税あるいは保険料の負担の公平化、さらには医療費適正化の推進を

図るなど、安定的な医療保険制度を構築するための法改正と認識します。

そこで、次の3点について伺います。

第1点目として、この制度により北海道と市町村の役割分担はどのように行われるのか、その概要を伺います。

第2点目として、道移管に伴う広域化によるメリット、いわゆる利点はどのようなものなのか。

さらには、3点目として、道に移管することによって画一的な、あるいは標準化による算定によって、保険税ないしは保険料が大幅に増額しないか。

以上、この3点について町長にお伺いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 国民健康保険制度の道移管についてということでご質問いただきました。

議員の方からもお話がありましたように、平成27年の5月に法律の一部が改正になったわけですが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって国保運営を担うということになりました。北海道は、11月1日にこの保険料の試算結果を公表しましたが、新聞紙上は2日の新聞だったと思います。いろいろと報道されました。また、12日には、オホーツク管内の18市町村の試算額が報道されまして、ご案内のように、この内16の市町村で保険料が増額になるというような見出しがあったように思います。

そこで、初めにご質問のありました、道と市町村の役割でありますけれども、運営については、北海道が道内の市町村と共に国保の運営を担い、北海道が財政運営の責任主体ということになります。つまり北海道が地域内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示して、市町村が行う事務の効率化あるいは標準化、広域化を推進するということになっております。

次に、その役割分担でありますけれども、北海道は財政運営の責任主体として市町村ごとの国保事業費の納付金、これを決定しまして、併せて、財政安定化基金の設置あるいは運営をすることになっております。市町村は、この国保事業費の納付金、これを北海道の方に納付をするということであり、資格管理については、市町村が保険証の発行等、引き続き資格の管理を行ってまいります。保険料の決定あるいは賦課徴収は北海道が標準的な算定の方法によって、市町村毎の標準保険料率を算定して公表をするということになっております。市町村は、標準保険料率をこれらを参考にして保険料率を決定をして賦課徴収を行っていくということになります。保険の給付であります、北海道は給付に必要な費用を全額市町村へ支払い、市町村の行った保険給付の点検を行います。

次に、道移管に伴うメリットと言いましょうか、改善点ということになりますが、現行の国保事業については、市町村単位での個別運営によって加入者年齢が高く、医療費水準が高いことや、低所得者が多く小規模な保険者であるという構造的な課題を抱えてるわけであり、赤字補填のための法定外繰入を行っている、そういう現状にあるわけであり、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となることによって、安定的な財政運営や、あるいは効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担って制度の安定化が図られるだろうというふうに期待しているところであります。市町村にとっては、将来的に共通システムの導入によって事務の標準化あるいは効率化、広域化、これらが図られていくだろうと、このように思っております。

3点目の移管による保険料の負担についてであります、これが一番問題になってくるんだろうと

思います。国の基本的なルールによって医療費水準が同じで、所得水準が高いという場合については、当然ながらと言いましょか、保険料は高くなります。また、所得水準が同じで医療費水準が高い場合も、やはり保険料は高くなります。

北海道は先程申し上げましたけれども、保険料の試算を公表しております。その内容によりますと、国保加入者の所得水準は、全道平均が50万8,000円であります。本町は、91万2,000円です。また、医療費水準は、全道平均1,0888、本町は、1,0083です。これらの状況を踏まえた置戸町の場合でありますけれども、2人世帯で所得が200万円ということで、北海道が試算した保険料は、現行保険料で29万8,400円に對しまして、試算した率によるモデル保険料ということになりましょか、これは35万8,900円になります。現行保険料29万8,400円に對してモデル保険料は、35万8,900円ということになります。金額で約6万円。率にして約20%増の試算結果ということになりました。ただし、北海道が試算した現行保険料には財政調整基金分が算入されておられませんので、基金分を加味すると、モデルケースで約40%増の10万2,000円の増ということが推測されていくわけです。今回の試算結果を一つの叩き台として、平成29年、来年でありますけれども、具体的な協議を行って、11月には納付金の概算額、平成30年、再来年の1月には正式な納付金が示される予定になっております。

議員の方からお話がありましたけれども、自営業者あるいは無職の方、高齢者等の幅広い世帯が加入する国保事業でありますので、大きな負担あるいは変更が求められるようなことにならないように、北海道町村会等の関係機関とも連携しながら制度の進み具合を注視していかなければならないだろうというふうに思っております。置戸にも国保運営協議会がございます。この人たちと、また、議員の皆さんの意見もいただきながら、保険料負担への対応ということについて協議をさせていただきたいと、このように思っております。

いずれにしてもまだ内容的には、もう一つ分からない点と言いましょか、不明な点もあるわけですが、いずれにいたしましても18の市町村の内、16の市町村で保険料が増額になるという今回の一部改正でありますので、いろんな角度から検証してみなければならぬと、そのように思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。新聞の報道だけですので一方的な我々読者の目からということで、町長から今後ともいろんな角度から大きな負担にならないよう今後とも検討していきたいというお話がありました。若干、今の町長からの回答と重なるかもしれませんが、言ったとおり、この制度の改正で我々が一番危惧しているのが、3点目の過度な負担増ということに對する心配であります。道の方で所得200万円を過程して夫婦2人のモデル世帯ということで想定した、この保険料、もしくは、保険税が大きく新聞に報道されることによって町民の皆さんも、そのことに対する驚きというのか関心が深く持たれたことと思います。全道的にいても、半数以上の93の市町村が上昇すると。そして、下がるのが83の市町村ということですので、非常に大きな上昇率ということと、置戸町においても、20%を超える上昇率になるということですが、このような大幅な上昇になるということは、正直言って、広域化することによって管理するところが大きくなって、逆に置戸のようなこういった過疎地あるいは高齢化率の高いところといったところが逆に減額される

のではないかという、そういう期待感も実はあったわけなんです、これはあくまでも道の標準的な試算ということですので、今後1年間、来年度に向かってどんな形で算定、検討していくということで、それを期待したいと思います。

くどくなりますけど、正直言ってこのような大幅な値上げと言いますか、負担の増については、正直言って理解し難いことが多いわけですが、現実的にこのような大幅な負担増が考えられるのかどうか、いろいろ検討はされているということですが、さらに、どういった方法でこの負担増を、何て言いますか、急激な負担を和らげるというか、そういったことを考えられているのか。それと、従来市町村単位で国民健康保険を運営しているんですけど、当然一般会計からの繰入ということで、今年当初予算で3,800万円ほどだったと思います、繰入しております。そういったことが加入者に対する負担の軽減措置ということも一つの措置になっているのではないかと思います、そういったことを含めて市町村毎の裁量権と言いますか、広域化して道に移管されたとしても、町村ごとのいろんな加入者の年齢だとか所得の水準だとか、そういったことを勘案しながら、あるいは、市町村の財政運営を見ながら、従来どおりある程度そういう一般会計からの繰入だとか、そういったことが今後とも見込まれるのか。その辺の負担を軽減するための措置というのは、どのようなことを考えられているのか、今の段階で分かる範囲で説明していただければと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 保険料の負担の問題というのは、誰もが現行よりも下がればいいということを期待していると思います。しかし、現実には上回っている状況だと。それに対してどのような対策を講じていくのかというところが出てくると思います。今、道の示されている内容も、もちろん一定程度あるんですが、これに対して市町村がどう考えていくかというのは、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。今、私がここで期待されるような発言というのは、控えるべきだろうというふうに思います。そうは言っても、加入されている人たちにとりまして、少しでも早く具体的な形で知らせてほしいというのがあると思いますので、そう遅くならないようにしてこの問題について明らかにしていきたいと、そういうふうに思います。

いずれにいたしましても、加入者の所得に左右されるわけでありまして、そういうことでいくと、所得が高いつて言った方がいいんでしょうか、簡単に言ってしまえばそういうことです。ですから、第一次産業の置戸でいえば農業を営んでいる人たちが加入しているこの所得水準は、高いという認識はしておかなければならないだろうと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、道の方からの試算が出たばかりなので、具体的にこれからどういった対応を市町村ごとにやっていくのかということは、これから市町村の検討が待たれるところだと思います。場合によっては、置戸的に言えば、所得が高いから所得割に比重がかかるんだということのお話でした。それは、賦課割合ということにも言及していくんでないかと思います。この道の試算が標準的という形ですから、当然国の方は、この賦課割合を50、50で見たんだと思うんです。国の指導するところはおよそそういうことですので、多分そういう割合でいくと、若干均等割の方とか平等割の方とか、所得の低い人には若干高くなるのかなと。所得のウエイトを下げた形の中では、所得の低い方については、いわゆる応益割の方が試算の水準が上がったのではないかなという、そう



いう気もします。

いずれにしても、これからいろいろ検討する課題でもありますので、私としてはあえて答弁は求めませんが、意見としてこれからも道の方での運営協議会がある程度、激変緩和措置の導入、それから、それぞれの自治体が従来とおりの所得水準や高齢者の加入状況を踏まえて、自治体の過度の負担を求めないような、そういったことも自治体において今後検討していくということでございますので、それらの方針を踏まえて今後検討していく形になろうかと思っておりますが、先程、町長からもお話がありましたとおり、町においても諮問機関である国保運営協議会が、今後道の試算を踏まえて審議されていくということでございますので、これらの中で十分ご協議いただき、そして末端の方で過度な負担にならないよう十分に配慮をいただくということをお願い申し上げまして、これは意見として申し上げますので、この辺のことを配慮願いたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。役場庁舎の耐震補強改修について伺いたいと思っております。

役場庁舎の耐震調査につきましては、平成25年度に専門業者により実施いたしました。業者による耐震診断を行った結果の内容につきましては、危険と判断される箇所の抽出あるいは具体的な利用すべき内容、さらには2階、3階内部の補強の可否、このようなことが主な診断の結果として示されております。この耐震診断が行われてからすでに3年が経過いたしました。この間、置戸中学校、そして今年度はファミリースポーツセンターが耐震補強と併せて大規模改修を行いました。耐震化補強対象の公共施設としては、役場庁舎のみが残ったわけでありまして、

この役場庁舎は、昭和42年、43年の2カ年工事で行われ、建築後、大よそ50年近くなろうとしております。本年4月、九州の熊本県で大規模な地震が発生し、行政の司令塔であります、市役所あるいは役場の庁舎が被災し機能不全との報道がありました。地震はいつ起こるか予知できません。予測は不可能でございます。2011年3月11日の東日本大震災での地震では、この役場庁舎も相当の揺れが発生し、身の危険を感じた人もいたと思っております。幸いにして大きな被害はありませんでしたが、今後、これらを踏まえ役場の耐震診断に基づき、早期の耐震化工事に着手すべきと認識しますが、町長のお考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 役場庁舎の耐震補強改修についてであります。平成16年の新潟県の中越地震を初め、福岡沖の地震だとか、それから千葉県の北西部の地震だとか、さらには予想されることでありますけれども、東海あるいは首都圏の直下型地震の発生等も心配されているような状況があるわけでありまして、そういうことを鑑みますと、建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成18年に改正されたわけでありまして、当然といえば当然の改正だったというふうに思います。そこで、公共建築物の耐震診断あるいは耐震改修の促進を図るための計画を定めなさいということが義務付けられたわけでありまして、

本町では、平成23年の2月に、置戸町耐震改修促進計画を策定いたしました。公共施設の中でも第1号にあたる特定建築と言われる多くの方が利用する建築物であります。役場庁舎あるいは中学校を初めとする校舎、体育館ももちろんそうでありまして、この第1号特定建築物に当たるのは7棟あったわけでありまして、そのうち役場庁舎、中学校の校舎と体育館、スポーツセンター、これが建築年から見まして、耐震性がないという判断をされたところであります。中学校の校舎と体育

館、これについては、平成25年、26年で終わってますからいいと思います。それから、スポーツセンターについては、ご承知のように、本年、耐震補強併せて大規模改修を行っておりますので、これも決着が付くというふうに思います。

そこで、役場庁舎ということになるわけですが、議員の方からもお話がありましたけれども、昭和43年の竣工でありますから、建築後48年が経過しております。耐震調査の結果としては、改修を行った中学校あるいはスポーツセンターに比べて早急にというような状況ではないというのか、そんなこともあって、当面は現状の中で業務を行ってまいりますけれども、役場庁舎はご承知のように、災害時の対策本部にもなるわけでありまして、そんなことを考えますと、そうは先延ばししているわけにはいかないなというふうに思っております。第5次の総合計画の後期計画、これは平成27年から31年度までの計画ということですが、平成31年度に実施設計というものを計上しているわけがあります。計画的には、実施設計が31年だということがあります。従いまして、32年度に事業実施をすると、そのようにご理解いただきたいなというふうに思っております。

高齢社会になっておりますから、3階建ての建物でもありますし、今この町を見渡した時に、3階建ての役場庁舎でありますから、いろんな大規模改修も併せて考えなければならぬなというふうに思っています。一つ言えば、エレベーター等も必要かなというふうに思っているわけでありまして、そうした機能向上ということも改修の中では考えていかなければならぬなと、そんなこともありますので、32年ということで少し先になりますけれども、財政的な対応ということも併せてご理解いただきたいなと、そのように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 第5次総計では、町長今言われたとおり、31年に実施設計、32年までは載っていないんですけど、それでいくと32年が建設着手ということになるのかと思っておりますが、ただ、今回の熊本地震の関係で、総務省の11月中頃の発表だと思うんですけど、その資料を若干見ました。熊本地震は4月14日に発生しまして、最大震度が7、これは益城町というところが最大震度で7でした。その他の地域は、震度6強から弱まで観測されたということが資料の中に載っております。この熊本県内で、熊本震災によって今現在、市役所もしくは役場庁舎がこの地震で被災して機能を停止して他の場所に機能を移転しているところが、6つの市と町がございます。6つの市と町の庁舎が今現在もその機能を別の場所に移っているということでございます。八代市、人吉市、宇土市、天草市、大津町、松木町と。これらの市や町は、仮庁舎もしくは支所ですね、支所で移転。八代の場合は、震度5弱で本庁舎が機能不全になったということでございます。それから、ほかのところでは、スポーツセンターあるいはカルチャーパレス、文化会館みたいなところに移転したり、あるいはプレハブ庁舎ですね、そんなのを建てたりということで、それぞれ日常業務に大変苦慮しているということが報道で出ておりました。今言ったとおり、認識は町長も私も同じだと思うんですが、役場は行政の本丸と言いますか、司令塔でありますし、災害対策本部でそれぞれ災害対策本部が立ち上がると、情報の収集あるいは器具の対応、国や道との連絡調整、消防、自衛隊、それぞれ様々な機関との調整する中心機能を果たすところでもあります。言ってみれば、こういったところがこの地域にどれだけの大きい震度が発生するかどうかっていうのは、予測もつかないところだし、ただ、置戸周辺には活断層がないということなので、幸いにしてないということなので、あまり科学的には地震

の発生が低いというような、そういったことが考えられておりますけど、ただ、十勝沖だとか根室だとか道内的には地震が全くないわけでもないし、大きな地震が発生したところもございます。そんなところですね、非常に財政が厳しい中での、これを前倒して加速してということは、なかなか町長としても踏み込めないっていうか決断できないこともあるかもしれませんが、やはり震災対策なので、諸々の何て言いますか、町の行政の福祉や教育あるいは産業振興とか、そういった事業よりさらに優先して、この震災に向けた防災って言いますか、そういった対策をするのが、優先的に実施するのがベストではないかという、そんな思いがして私は質問させていただきました。

むしろ僕は、スポーツセンターより先に役場の庁舎が先かなという、そういう思いがあったのですが、建築年数からもそういう思いがありました。スポセンは今年完了ということでございますが、いずれにしろ非常に震災に対する備えというのは、将来に対する備えでありますので、なかなか踏み込めないところがあるかもしれませんが、これは町長の英断を持って、ある程度震災に対する備え、大規模改修もということも一頭にあるようですが、それはそれとして、ある程度事業費の事を勘案して、まず防災っていうか、震災対策っていうことを念頭に置かなければ、むしろもう少し加速して、この庁舎の耐震化について踏み込む必要があるのではないかと思います。今一度お考えはいかがでしょうか。

○佐藤議長 4番議員に申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

町長。

○井上町長〔自席〕 質問は簡潔にと言われましたので、答弁も簡潔にということだと思います。おっしゃられることよく分かります。私は、いつも申し上げておりますけれども、首長は結果責任問われますので、当然ながら今議員が言われたようなことを最優先で進めていけというのもよく理解しているつもりです。人の命が一番重要だということは、論を待たないわけでありまして、耐震の調査をやってそれを改修するために、多分5,000万円ぐらいのお金だと思います。その5,000万円ぐらいお金をかけて部分的な耐震で終わらせるのか。それから50年経っている庁舎が、この後、何十年も使うであろうということを想定しますと、やはり改修に当たっての費用をより有効な形で考えるとすれば、大規模改修は、やはり避けられないテーマの一つだというふうに思っております。何をしておいても先に耐震をやるべきじゃないかということをお一度内部的にも検討していきたいと、このように思っていますので、そうしたことでご理解をいただきたいと、このように思います。私どもの先輩が言われていること、私も日頃から肝に銘じているつもりでありますので、決して先延ばししているわけではありません。そのことをご理解いただければなというふうに思います。なお、また議員の皆さん方も検討したいなというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは、簡潔に終わります。いずれにしろこれは私の思いですので、建築年数が古くて3階建てであるということと、それと1階部分が吹き抜けになっている、ちょうどこの下だと思っておりますけど、そういった構造というのは、非常に建築学的にいても横揺れに対しては弱い、弱点があるという、これスポーツセンターもそうなんですけど、そういったことが言われていますので、ぜひ今後内部で十分に検討していきたいという町長からの答弁でしたので、それを期待して、また、いろいろと議論をする場があると思っておりますので、ぜひとも役場庁舎の耐震化について

は、加速してやっていただければと思います。以上で、私の質問を終わります。

○佐藤議長 9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問したいと思います。役場職員の超過勤務と健康管理についてということでございます。

監査委員からもご指摘のとおり、平成27年度置戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の中で、役場職員の超過勤務と健康管理についての項目がありました。開町100周年事業があったとはいえ、超過勤務時間が年間500時間を超える者が7人おりました。役場職員の心の状態を年1回調べるストレスチェックでは、120人の職員を対象に実施をし、105人の回答を得ていると聞いております。結果、高ストレスの者が18人ぐらいいるということでございますけれども、今後においては恒常的な超過勤務の兆候が見えた際には、職場環境の改善に向け、関係係で仕事の調整を図るなど、仕事の共有や後継者の育成に努め、超過勤務の縮減に繋げるなど、健康管理への取り組みを推進していただきたいとの監査委員からの指摘もありました。一方、この度決算審査特別委員会を行いましたけれども、その中のヒヤリングの中では、開町100周年のあった平成27年度に限らず、本年度においても8月の台風被害等もあり、職員の超過勤務が増えていると聞いております。

そこで、町長にお聞きをいたします。職員の超過勤務と健康管理についての早急な改善が必要と考えますが、現状をどのように把握しているのか。また、どのような改善策を図っているのか、お聞きします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 役場職員の超過勤務と健康管理についてであります。議員の方からも縷々お話がありましたけれども、昨年度の超過勤務の状況については、議員ももちろんご照会ありましたし、監査委員さんからも、平成27年度の各会計の決算審査意見書でも報告をいただいたわけでありまして。開町100周年事業ということもありましたし、そうした意味では前年に比べて時間数で32%ほどの伸びでもあったわけでありまして。職場環境の改善あるいは係間の調整、そして仕事の共有と言いますでしょうか、そして、後継者の育成等、超過勤務の縮減と健康管理への取り組みについてということで、いろいろとご指摘をいただきました。

職員の超過勤務については、個人ごとに超過勤務表によって管理をしながら、担当課長から月ごとに報告を受けておりますし、毎月の課長会議において個人ごとの超勤実態を示して、課内あるいは係間の連携を図るように指導しているところでもあります。また、縮減対策としては、毎週水曜日をノー残業デーということに設定をいたしまして、またさらに午後10時以降の原則庁舎の入室禁止等の措置も図っているわけでありまして。100%徹底できたかと言われると、疑問の残るところでもあります。そうしたこともやっているわけでありまして。

ストレスチェックについてもお話がありました。27年度の労働安全衛生法の改正によって、労働者が50人以上の事業所に義務化されたわけでありまして、これまで置戸町役場も早い段階で労働安全委員会というのを作っておりますけれども、これらの委員会の開催もしているところであります。平成22年度からは、メンタルヘルスの健診も実施しております。2年ごとに専門病院の健診を受けることによって、メンタル面の不調を未然に防止する仕組みを取り入れてもいるわけでありまして。

そのようななかで、高ストレスを抱える職員が10数名いるのは承知しております。個人面談の希望あるいは専門医への受診の勧奨と言いましょうか、そうしたことも行っているわけであります。今後は、産業医の指定等も含めまして、衛生委員会の中でも十分協議したいというふうを考えております。

職員配置につきましては、定員適正化計画に基づきまして、計画的な新規職員の採用を行っておりますけれども、即戦力ということには、なかなか即なれるものでもありませんので、指導あるいは教育に努めているわけであります。本年11月には、土木専門職を採用いたしまして、土木業務あるいは建設業務の充実を図っているところでもあります。身体の病気、心の病気には、地方公務員としての職責からくるプレッシャーと言いましょうか、ストレスあるいは食生活、疲れなど、様々な要因が挙げられるんだらうというふうに思います。自らの健康は自分自身で管理することが大切ではありますけれども、まずは調子が悪い時には病院に行って受診をして休むことも時として必要だらうということも申し上げているわけでありますが、職員はなかなか仕事に対する思いと言うんでしょうか、非常に強いものがあるって、なかなか私どもが言っていることが頭の中では理解しているんでしょうけれども、現実には、そういうふうにはならないということもあるというふうに思います。

今後ともでありますけれども、職員あるいは家族も含めまして健康に留意するような話をしていく考えであります。まだまだ人事異動あるいは事務機構の見直しを行って、適材適所ということを考えながら人事配置をしているつもりでありますけれども、新人職員に対しては、日常的な指導あるいは研修期間を通して、教育あるいは育成を図っていくというふうに思います。非常に職員の健康のこと、頭の痛いものです。決して放置しているつもりはありませんし、職員皆がそういう意味では、心配しているというのか職場全体がそういう思いでいると思います。従いまして、毎年2人ないし3人の新人職員を採用しておりますし、それでは十分でないということで、ここ2年の中では、ご承知のように、社会人枠という形で専門職を中心に、3人の社会人枠として採用しております。幸いにして大きな戦力になっておりますから、配置された部署では大きな戦力になっているでしょうし、役割を果たしてくれていると思います。同時に新人職員にも、すぐというわけにはいきませんけれども、3年ぐらい経ちますと、やはり大きな戦力になっていくであらうというふうに思います。

今、議員をご覧になって分かっていただけると思いますが、職員の顔ぶれと言いましょうか、非常に若返ってきていると思います。これは一定程度職員の採用と、あるいは退職していく職員の数の結果としてそういうことになっているわけでありますけれども、今の若い人たちがこの数年の中で、文字どおり町職員として一人前になって大きな活躍をしてくれるということを期待しているわけでありますけれども、一方では、そうした課題も抱えておりますので、そうしたことに對して専門の病院を中心に、いろいろ対応しているつもりでありますけれども、なお一層そうしたことに意を用いていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から、いろいろな改善点と、いろいろお話がありました。私も感じているところですけども、何年か前に大量退職と言いますか、ベテランの方が随分辞めていった関係もあって、今、新人職員が相当入ってきております。なかなか町の人々が役場に来て、どういふ方なのかなということが分からないくらい新人の方が増えたような気がします。新人の方が多いという中では、先程、町長も言っておりましたけども、育てるのに2年、3年とかかかっていくと

いうことでありまして、初めから職に就いてくれても1.0という、なかなか職員のカウントはできないのかなと思いますし、やはり大事に育てていただきたいというふうに思います。また一方で、役場と言いますか、町の元気ということで、よくいろんな町から話をお聞きします。そんな中では、町長あるいは議員ももちろん元気でなければなりませんけれども、役場職員の対応と言いますか、態度を見てみると、町の元気が分かるんだという話もよく聞いているところがございますし、また一方、先程、町長が機構改革の話を少ししておりました。今年、町長の春の選挙公約の中にも確か機構改革ということがありました。先程の改善点もそうですけれども、どんなことになるか知れませんが、負担を分担するような機構改革が必要でないかなというふうに感じているんですけども、町長の意見を伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 その時代、その時代で難しいところあるんだと思うんです。一概に毎年2人、3人って決めているからその人数を守って採用するっていうわけにはいかない部分あると思います。ですから、いくつにならんでしょうか、60半ばを過ぎた人たち、この人たちが大量に採用された時期でもありました。当然ながら退職する時は同じ年であります。確か7、8人一気に退職っていう時期があったと思います。これは、多分採用する時に、その人数って言いましょうか、職員の数が必要だったと思います。ですから採用したんだと思います。しかし、この入り口の時はそれで良かったんだけど、出口の部分になりますと、そうやって7、8人退職したからって、次の年また同じような人数を入れるというわけにはいかないということです。それは同じことを繰り返すからです。しかし、毎年2人ないし3人を平均的に採用することが、いろんな社会的な情勢に対しても対応しきれんのではないかと。それは、団体としてと言いましょうか、職員皆で対応しきれんという前提がそこになければならないというふうに思います。ですから、機構改革もそうなんです、機構を変えて新しい職場って言いましょうか、職場環境に慣れるまでに、また、仕事に慣れるまでっていうのが当然出てくると思います。そうすると、超勤の時間も増えるということになります。しかし、皆で助け合いとか協力しながら仕事を進めていくという、その時代は完全にその時代だと思います。しかし一方で、専門職って言いましょうか、専門の仕事は問われるという、一方ではそういうこともあります。非常に難しい時代だと思います、今。しかし、小さな役場でありますから、言えることは、皆で協力しながら仕事の協力もそうありますけれども、精神的なって言いましょうか、やはりそこには、私いつも申し上げておりますけれども、雑談含めて対話っていうことがそのベースになければならないことだというふうに思います。そんなことを職員が意識しながら、やはり新しい職場作りをしていくことの必要性は今あると思います。そうした意味で機構の改革も必要なんだろうというふうに思っていますので、職員の理解と言いましょうか、そういうこともなければなりませんので、その辺のことを十分やり取りをして新しい形を作ればなと、そんなふうに思っています。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 機構改革あるいは適材適所というお話も先程ありましたけども、専門職が今少し増えてきている中では、そういうのが適当なやり方ではないかというふうに考えております。一方で、町長が常々、まちづくりは人づくりということをおっしゃっておりますし、職員を作るなんていうのは、おこがましい話ではありましようけども、いずれにしても職場の中の環境を整え

て、職員同士が人と人との繋がりを持てるような環境を作ることが非常に大事ではないかというふうに考えております。もう一方で、超過勤務と健康ということでは、関係関連のある2つの事柄でありますから、その辺につきましては、こんなこと言ったら失礼ですけども、町長も少し今年体調を崩されたこともありますし、健康管理については非常に気を使っているのではないかというふうに考えております。役場職員の皆様にも健康管理をしていただいて、明るい職員になっていただければという思いからこういう質問をしました。町長の方から何か一言あれば最後にお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まちづくりも、それから仕事の上でもそうですけれども、それを進めているのは人だということです。ですから、人そのものだというふうに言い切りたいと思います。それだけに、この人材ということが、人ということがいかに重要かということだと思います。それは、町の職員ばかりじゃなくて町民そのものも、町民の人たちも同様だというふうに思います。ですから、いろんな機会を捉えて、自らを磨くと言いましょか、その必要性は町のためにも必要なんだということだと思います。その根本が自分自身の健康でなければならないということも当然言えるだろうと思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 以上で、私の質問を終わらせて頂きます。

○佐藤議長 質問の途中ですが、しばらく休憩します。

10時55分から再開します。

---

休憩	10時35分
再開	10時55分

---

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは、一般質問を行いたいと思います。町長に質問いたします。

地域間バス、仮称ですけども、これの運行についてということでお伺いいたします。平成26年6月議会、そして27年3月議会においても同じような質問をしてきたところでございます。その中では、100周年記念に向けて町内間バスを走らせたかどうかというような意見もしましたが、その時の答弁としては、もう少し現状、それから町内のニーズ等を考慮して考えていきたいというような答弁だったというふうに思っております。

そこで、今回改めて質問するわけですが、先般の地域懇談会あるいはいろいろな会合の中で、4月より営業を再開いたします勝山温泉ゆうゆに向けて、町民向けのサービスとして、利用促進、そういったものを含めまして、送迎バス等の利用ですとか、そういう運行もある意味では、ゆうゆのために必要ではないかというようなことが町長の口から出ておりました。そういうことも考えまして、本当にゆうゆの利用客増を目指すのであれば、送迎バスあるいはそういった町内からのお客様を運ぶバス

というものがあれば、ゆっゆに通う人も増えるのではないかなというふうにも思います。そういったことに併せて、従来から言っております地域間バス、町内間バスというものを、そういったものの運行を改めて考えてはいいのではないかなというふうに思ったところでございます。そういうふうな良いタイミングですので、来年度に向けてそういうことを視野に入れて考えるべきではないかと思ひまして質問をする次第であります。町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 仮称地域間バスの運行についてということですが、何度か議員の方からもご質問をいただいたわけですが、昨年の12月町議会の定例会におきまして、スクールバスと患者輸送車の利用枠を拡大して、試験運行の結果等を見極めた上で、出来るだけ早いうちに方向性を示したいというふうに申し上げたと思ひます。

そこで、まず昨年10月から実施しております試験運行の利用状況について申し上げたいと思ひます。スクールバスの利用者は、1年間で39人。もう少し詳しく言うと、秋田方面が3人、境野方面が1人。川南方面が9人。春日、拓実方面が5人。勝山、常元方面が21人。合わせまして39人ということになります。患者輸送車につきましては、4路線の合計数で申し上げますが、試験前の1年間で1,927人。試験後の1年間では、ほぼ同じです。1,932人で、前年度と同程度の利用者数ということになります。また、片道1回あたりの利用者数ですが、3.3人から3.4人あります。最大利用者数は、8人から9人ということになっております。ここ数年、患者輸送車の利用者数は減少傾向にありましたので、スクールバスの利用も含めると、試験運行による一般利用者が増加したということが考えられると思ひます。

試験運行の利用状況がこれまでの経過を踏まえまして、検討中の内容について申し上げたいと思ひます。一つは、スクールバスの一般利用については、患者輸送車との運行時間帯が異なることから、このまま継続するということが一つであります。二つ目は、患者輸送車については、スクールバスを活用していますが、1回あたりの利用者数の現状と乗降場所、乗り降りする場所ですが、この場所への移動にご苦労されている方への対応として、ワゴンタイプの小型車両による自宅までの送迎を含めた運行、これが2つ目です。3つ目は、置戸市街地区の中心部から比較的距離のある地域にお住まいの対応として、拓殖地区だとか若松あるいは新光地区に患者輸送車の乗降場を設置して利用していただくと、これが3つ目です。それから4つ目は、これは今も社会福祉協議会で実施しております、高齢者や体の不自由な方を対象として実施しておりますタクシーチケット、このタクシーチケットの交付事業の交付枚数を増やすと、拡大するというようなことが4つ目として考えているわけがあります。この以上申し上げた4項目を検討の柱として、関係機関と協議を進めていきたいというふうに思っています。

このほか、新たな手段として、議員の方からお話がありましたけれども、コミュニティバス等の運行というお話がありました。これは非常に便利と言いましょか、利用者サイドからすると、非常に有効性のあるものだと思います。ただ、ご承知のように、北海道北見バスの路線バス、これらに関係ってというのが非常に難しいということでもあります。ですから、闇雲にと言いましょか、路線バスと競合するような形で、なかなかコミュニティバスを走らせるということについては、非常に難しいということです。それと、こちらの都合のいい形ってというのは、なかなか他のふるさと銀河線を廃



止した後の公共交通機関としてのバスだということで、この路線の運行の方法だとか、時間帯だとか、ルートだとか決めてきましたので、その辺の他の自治体との関係もありますので、現時点では、このコミュニティバスということでは、なかなか難しいかなというふうに思います。

従いまして、検討事項でその柱として4項目申し上げましたけれども、4項目のうちの2番目、3番目で申し上げた、ワゴンタイプの小型車両による運行、またはゆうゆの送迎バス、これはご承知のように、一般社団法人で運営をするというふうな方向で今進めておりますので、その社団法人の経営される方の意向も聞いてみなければなりませんので、その聞いた段階でゆうゆの送迎バスが仮に運行するという形になりますと、それを有効な形で今申し上げているようなことでの運行もできないかなというふうに思っておりますので、いずれにしても平成29年度、新年度の出来るだけ早い時期に具体化したいと、このように思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 ちょっとどういう答弁だったのか僕の中で理解できないところがあるんですが、4つの施策を基本に、今後に向けて検討していくということだと思いますが、その中で、ワゴン車を購入して地域間バスのことも検討してみるということだと思います。その中に、ゆうゆの送迎のことも、指定管理者に入る業者さんと相談しながらということでありました。

そこで、例えば、ゆうゆ、今回指定管理を募集するにあたっては、建物の改修ですとか、ゆうゆ本体の改修、そういったものは役場の方でやって、それに見合うと言いますか、それを基にして指定管理者を募集するという形だったと思います。この送迎バスというのも、インフラ整備だというふうに考えると、役場の方である程度用意してあるので指定業者さんは、こういうことでバスあるからぜひとも送迎バス使って運行してくださいというような形で持っていくというようなことは、可能ではないかなと思うんですが、その辺り町長どうでしょうか。

この間、勝山地区の住民懇談会でも出ましたけれども、ゆうゆに向かう道路ですか、カーブの辺りに街灯がないのでぜひ付けてほしいというような要望が出た時に、街路灯委員会の範ちゅうだとか、また、道路灯ということになると、交差点等でもない限りは、なかなか難しいというような答弁もありましたけれども、一番利用してほしい勝山地区の、言ったら高齢者ですか、皆さんがぜひとも通ってゆうゆを利用してほしいという時には、もう歩いていくのも不可能なのかなと。そういうことを考えますと、勝山地区の人でも送迎バスあるいは地域間バスというものがあれば、ゆうゆの利用促進ということにも繋がるのかなというふうに思いますけれども、町長いかがですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 一般社団法人の性格って言いましょうか、性質上って言いましょうか、そういうことを考えますと、町の方で段取りしてさあどうぞという言い方も決して出来ないことではないと思います、少なくともこの件に関して言えば。出来ないことではないと思いますけれども、しかし、少なくとも十数名の人たちでこれからの経営を委ねるわけにありますから、その人たちの考え方なり意向というものを聞かないで一方的に行政としてこう考えるからということでの、ある種、押し付けのような形は、できれば避けなきゃいかんというふうに思っております。できないことではないと思っています。ゆうゆのこと一つ考えても、やはり何て言いましょうか、一定程度のバスの運行は、レストランの活用の問題だとかいろんなこと含めて考えますと、どうしても必要な部分であろうと思

ます。行政が考える、私どもが考えることと、それから今度の新しい人たちになりますけれども、この社団法人の役員の人たちも違いはないと思います。ですから、一定の方向で決まっていこうというふうには思っていますけれども、しかし、順序としては、やはりそのこともきちっと私どもとしては尊重と言いましょか、その辺のことは後々一方的にということにはならないように相談したいというふうに思っています。だけど、先程申し上げましたように、出来るだけ29年度の早い時期に話は決めたいというふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 ゆうゆの送迎ということを良いタイミングとして、地域間バスということを行いました。この約1年ぐらいの間に、新聞等でいろいろ報道されております。この近いところで言えば、陸別町も今年の11月1日より、コミュニティバスを町内に走らせると。そういうことを考えると、先程、町長言われました銀河線跡の代替バスの問題というのは、クリアして町内間バスというものを作り上げたのかなというふうにも思います。また、浦幌町でもコミュニティバスを、高齢者、患者輸送と温泉バスの統合において始めたということも新聞に出ております。また、池田町でも平成26年から始めたというような報道もあります。

そういうことを考えると、どの地域もそうなんでしょうけれども、これだけ高齢化が進んでくると、やはり最近新聞等でよく出てます、高齢者による交通事故ですとか、そういうものを避けるために免許証の返納ですとか、いろいろ高齢化の問題が挙がっております。そういう部分も含めて、やはりこれから置戸町もそういう足の確保というものが、これからどんどん出てくるのかなというふうに思います。そういったことを考えて先程、4本の柱を中心に検討していくというようなことでしたけれども、ぜひとも置戸町においても、地域バス、町内間バス、コミュニティバスと言ったらいいのかもしれませんが、ぜひとも考えていただきたいなと思います。いかがですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 このバスの運行について言えば、確かにコミュニティバスと言うと、非常に耳触りが良くていいんだと思います。しかし、バスを1台動かすには、当然ながら人も必要になってきますので、その人も安定的に雇用しなければなりませんし、当然ながら車両の問題だとか燃料の問題だとかいろんな問題が出てくると思います。

この路線バスの終着が勝山の市街地でありましたけれども、ゆうゆの方まで何とか延ばしてくれというような要望もあって、ゆうゆの方まで延ばしたんだけれども、現実には、なかなか利用がなかったというふうに言った方がいいと思います。そういうような状況でもありました。しかし、ゆうゆまで延ばすことによって、確か2,000万円ぐらいかかったと思います。いわゆるバスの行き先が勝山温泉と出すだけでも、それから時刻表だとかいろんなことあるんでしょうけども、バス会社としては、多分2,000万円ちょっとかかったと思います。これがなくすということもまた金かかるということになると思います。そんなこともあって、バス会社にもいろいろお願いしてきた経緯もありますけれども、一定程度20年経って時代とともにそういう変化が出てきたというようなことで整理をしていきたいというふうに思っていますけれども、いろんな問題、コミュニティバスと言いましょか、ワゴンタイプの小型車両を走らせるにもそうした問題が、この部分では関係しているということをまず理解していただきたいと、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、勝山温泉のゆうゆを利用するにしても、それから地域の中での足を確保していく上でも、より良い形を作りたいというふうに思っていますので、もう少し時間をいただきたい。しかし、もう少し時間を貸してくれということで、なかなか進まないということもありましたので、先程来申し上げているように、29年度の出来るだけ早い時期には、議員の期待に沿えるような形になるであろうというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 29年度の早いうちにとのことですので、大いに期待して2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問、東京都江東区との連携についてということでお伺いいたします。11月の住民懇談会あるいは各種いろいろな会合等で町長のご挨拶の中に、東京都江東区との連携を今後進めていきたいと。北海道と東京都23区との連携の中でのオホーツク管内と江東区との連携、そういったものだというふうに聞いておりますけれども、いろいろ町長の方からこの話聞いた時には、こんなこともできるかなとか、こんなこともあるかなとか、いろんな夢を描くことができる面白い取り組みなのかなというふうに聞いておりました。そこで、ある会合の中では、平成29年度から具体的な事業を進めていくので、ここに参加の皆さんにもぜひ協力願いたいというような、そんなご挨拶もありましたけれども、その29年度から始まると言いますか、今後想定されている具体的な事業内容、または、そういったものにかかる予算、どういふところまで計画されているのか、または、想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 江東区は、皆さんもご承知のように、東京オリンピックで確か9種目ぐらい江東区の中で開催される種目があると思えます。そのうち、3つの種目についていろいろと話題になっております。バレーボール一つ取りますと、バレーボールなんかは横浜アリーナの方で開催、そちらの方で開催したらいいんじゃないかというようなお話が出ておりました。最終的には、有明アリーナを新しくして、そちらの方で落ち着きそうですけれども、今話題になっている、東京オリンピックで話題になっている部分が、その江東区での3種目であります。併せて豊洲の市場も江東区であります。従いまして、東京の特別23区、特別区としての23区について今非常に話題になっているのが江東区でもあります。

それから、置戸的に言いますと、人間ばん馬の東京大会、これが平成元年に開催されたと思えます。4年間ほど置戸の人間ばん馬大会に東京の代表という形で来ていたと思えます。4年ほど続いたのですが、その後、いろんな事情があつて止めたという経緯もありますけれども、直接的に置戸とはそういう関係があつたということでもあります。それとは直接的には関係ないんですけれども、ご承知のように、北海道は全国平均を上回るペースで人口減少が続いている状況を何とか打破したいというようなことが北海道としての思いでありました。そこで、基幹産業である農業や水産業、林業ももちろんそうでありまして、そうした基幹産業と言われる部分あるいは観光の振興、さらには移住定住の促進による交流人口の拡大を目指したいというのが北海道としての思いでありました。それは同時に、道内の市町村も同じような考えがありまして、何とか道外の都市と連携事業を進めて、それを総合戦略の重要な施策の一つにしたいというのが北海道としてもありました。そんなことを受けまして、

北海道町村会では、昨年の6月に東京都の特別区長会というのがあるんですが、この区長会の人たちと意見交換を行いまして、本年の3月に東京23区と北海道町村会との連携事業を行うということで合意をいたしました。その連携事業の実施にあたって、それぞれの地域の特性あるいはこれまでの各町村が個別に進めてきた交流の実績と言いましょうか、そうしたことを踏まえながら振興局単位で、この特定の区と連携事業を進めていこうということにいたしました。

ちょっと長くなって申し訳ないのですが、そこでオホーツク町村会としては、江東区と連携事業を進めるということにしたわけではありますが、その江東区を相手に連携事業を進めるという経緯について若干申し上げたいと思います。オホーツク圏域は、ご承知のように、多くの自然景観に恵まれておりまして、それは全道に誇れるものでありますし、同時に農林水産業の主要な生産地帯でありますし、また、同時に豊かな自然環境というものを踏まえて、安全安心な農林水産物の生産あるいは森林認証制度等の自然環境資源サイクル、これを守り、そして育てることへの責任と言いましょうか、それと誇りというものを持って先進的な取り組みを進めているわけであります。一方、江東区の方も川を中心に発展してきた地域でありまして、江戸時代には河川あるいは掘割に木場や倉庫、また米や油問屋等が立ち並んでおりまして、生活物資の集積地として栄えてきたところであります。また、昭和30年代からは、工場の跡地というのを利用して、多くの集合住宅が建設されて、都心に近い住工、混在の町として発展もしてきたようであります。現在は、輸送路の役目というものを終えた、運河、これも親水公園として生まれ変わっておりますし、これまで蓄積してきた歴史的な資源というものを、あるいは伝統文化というものを重んじてきた街並み、水彩都市江東と言っているんですけども、水に彩るという字です。この水彩都市江東と呼ばれるまちづくりを進めているというわけであります。その他に、歴史ももちろんいろいろあるわけではありますが、共通項として、このオホーツク管内の豊かな森林あるいは田園地帯と言いましょうか、そういうまた豊かな海を守っていくという共通項もいろいろありますので、オホーツク管内としては連携事業を進めるにあたって、東京23区の中では一番良い相手と言いましょうか、区であろうということで、この江東区を選んだわけであります。

それで、今年でありますけれども、6月に開催されました江東区環境フェア、それからそれに併せてと言いましょうか、こちらのオホーツク管内の15の町村の職員が、この環境フェアに併せて江東区の方に行きました。その際、環境フェアももちろんでありますけれども、このオホーツクとしての環境問題について、或いは、環境を進めている事業についてお披露目をしたというようなこともあって、来年はそれをより具体的な形で江東区とオホーツク管内とやっていこうじゃないかというようなことを決めたわけであります。決めたのは、先月の11月に、私ども、全国町村長大会があったんですが、その時期に合わせて江東区を訪問いたしまして、江東区の区長と私共管内の町村長と今後の連携事業について意見交換をして、29年度から具体的に事業を進めていこうじゃないかというような合意をしてきたところであります。今まだ具体的にというのは、これからということになりますけれども、いずれにしてもお互いの情報を交換しながら、息の長い付き合いをしまししょうと。それにはベースになるのは人的な交流であろうというふうに双方で認識しておりますので、いろんなイベントと併せて人の交流を中心に進めていくということになるだろうと、このように思っております。

本年度は、北海道の方から100万円、北海道町村会から150万円、合わせて250万円の支援を受けて、先程も申し上げましたけれども、環境フェア等を含めてこの予算を使ってきたところであ

ります。来年についても、基本的には同じぐらいな事業規模を考えているわけではありますが、北海道の方からは、100万円ぐらいは予定できると思います。ただ、北海道町村会の方は50万円ということになりますので、残りの100万円については、管内の15町村で負担すると。新年度でそのような予算も計上されてくるであろうというふうに思いますのでご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

いずれにいたしましても、江東区との交流連携事業は、地方創生のある意味お互いにとって目的がある種はっきりしておりますので、その取り組みというものを大事にしながら、都市と地方の関係について新たな視点で進めて、そして私どものまち、オホーツクがより活性化できるような息の長い付き合いができるような、そういうようなものにしていきたいというふうに思っているところであります。具体的にどういうこととお互い出入りするののかということについては、新年度の中で明らかにしていきたいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 初めて詳しくと言いますか、詳細と言いますか、そういうところを説明いただいたので、少しばかり整理できていないんですけども、人との交流、人的交流を中心に進めていくというのは、もちろんと言いますか、それが基本になっていくんだらうなというふうに思います。地方創生という、そういった絡みからの北海道との東京都の連携だということも理解したつもりであります。

ちょうど今日の道新ですが、出ておりました。大都市圏に住む中高年齢者の地方移住を促す取り組みというようなことで、日本版CCRCという、そういう呼び方をしているんだそうですが、都市圏にいる元気な高齢者ですね、そういう人たちを地方、田舎の方に来て住んでいただいて、言い方ちょっと悪いかもしれませんが、終の棲家と言いますか、そういうところに田舎で定住してはどうでしょうかというような動きだと思えます。そういったものを各自治体で取り組んではどうかというような動きが今出てきているというふうに報道されておりました。そういう報道を見ますと、この連携を機に置戸なんていうのは、本当に終の棲家、あるいは高齢者が東京から来て、置戸に住んでというようなことと言えば、福祉課高校を持っている、養護老人ホーム、特養もある、また病院も備えてある、そういう置戸町というところに、こういった制度を利用して都会の高齢者が置戸に来て住んでもらうという、そんな取り組み、そんな夢を抱くことが出来ればいいのになというふうなことでこの新聞読んでいましたけれども、将来的にはそこまでいく可能性もあるのかなというふうに思いますが、町長、そんな夢を抱いてもいいのか、夢を持ってもいいのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 福祉に関わってのお話もありました。そういう夢を描いていいのかということなんだけども、同じ夢だとすれば、福祉の担い手、置戸高校に東京の高校生って言いましょか、中学生っていうか、そういう人たちが置戸高校に入って、福祉の人材養成って言いますか、人材になるように東京にいる子供たちが来て、置戸高校に入りたいと、これはいろいろ制度たくさんありますよ、整理しなきゃならないことが。だけど、そういう部分については、私は大いに結構だと思います。だけど、どうでしょうか、高齢者の人たちをどうこうっていうわけじゃありませんけれども、やはり東京にいる高齢者の人たちを地方が受け入れるということになりますと、当然ながら施設も考えなきゃ

ならんと思います。それと、東京での高齢者の人たちっていうのは、長い間東京で生活を送ってきているというのがあると思います。従って、どうでしょうか、本当に北海道の遠い所に来て自分の人生の最後を迎えるということに対して、本当にお互い喜んでいいのかどうかっていうのが、私は少なからず気になるところです。

従いまして、この北海道と東京23区の区長の代表の方と私も直接的にやり取りしたんですが、その会長さんは言ってました。決して自分たちは親不孝な息子ではないんだと。しかし、東京で高齢者を入れられるだけの施設を建設するには、土地がないし難しいんだというふうに言ってました。それを何とか地方の人たちで考えてくれれば有り難いだけだっていうようなお話がありました。だけど、それは東京周辺の部分なら私はいいんだと思います。

例えば、1時間ほど新幹線に乗れば都心の方に行けるといような、例えば、埼玉だとかあの周辺であれば、ちょっと違うと思うんだけど、それをこの北海道までということになりますと、自然条件っていうのは厳しいですよ。ですから、本当に高齢者の人たちにとって喜んでいただけるような北海道なのかと、私は少なからずそういうことを心配するんです。ですから同じ福祉という、そういう面を考えた時にも、福祉の担い手を作るという意味では、大いに期待もしたいというふうに思いますし、夢も膨らませたいというふうに思うんですけれども、やはり本人にとってどうなのかっていうことは、やはりきちっと私ども考える必要があるんだらうなというふうに思います。そうした中で、北海道として提供できるっていうか喜んでもらえるようなことを提供できるんだとすれば、それは大いにやるべきことだらうというふうに思いますけれども、人生の最後という部分でのお話ありましたけれども、そういう部分については、私もいささか懸念すると言いましようか、ちょっと首かしげるというか、そんな感じがいたします。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 オホーツク管内と江東区ということになると、各町の特色と言いますか、そういったもので、いろいろ分野って言ったら変ですけども、もちやほちやみたいなところが各町村あるんだと思います。その会長が井上町長ですから、自分の町だけいいとこ取りするっていうことにならないというふうにも思いますけれども、置戸町その中で考えた時に、町長、いみじくも置戸高校の生徒として東京から受け入れるっていうようなことも一つありではないかというようなことも言われましたけれども、やはり福祉っていう部分が、これからの置戸にとっては大きな目玉と言いますか、特徴と言いますか、売りと言いますか、そういうことになるんだと思います。先程も言いましたけれども、病院がきちんと赤十字病院があって、置戸高校があってというようなことで言うと、まんざら地理的条件とか気候的な条件で置戸が敬遠されるという、そんな自信のないことを言わなくてもいいのかなというふうに思ったりも僕はしております。

ここに日本版C C R C構想っていうようなのがネットで出ておりまして、高齢者希望の実現というように出ております。高齢者になっても都会に近いところじゃなくても、住みたいわ、移住したいわっていうような人たちっていうのは、結構おられるようにここには書いてあります。今、飛行機で女満別来て置戸に来るなんていうのは、3時間もかからないぐらいな時間で来るような時代ですので、ましてや受け入れるキャパとして何千人も来られても逆に困ってしまうんですけれども、ある意味では、置戸の受け入れる体制作りっていう、出来る範囲でっていうことでの交流っていうのは、

僕は福祉を中心にしてっていうことで手を挙げても可能なのかなというふうに思います。懸念される材料としては、医療費が上がるですとか、介護保険料が上がるとか、施設をこっちで整備しなきゃいけないだとか、いろいろな問題出てくるでしょうけども、お金のかかる部分はしっかり地方創生ということで、東京都の方で持ってもらうとか、そういう地方と都会の交流事業ということで、役割分担ということでしっかり置戸の役割を担っていくというようなことがもし出来れば、本当に地方創生、まち・ひと・しごとですか、その本当の意味合いでの事業になるのかなというふうに思います。ぜひとも、江東区との交流の中で福祉の分野っていうものも広い意味で捉えていただいて進めていていただきたいというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 決してお金がかかるからということで申し上げているつもりはないです。ただ、冒頭申し上げましたけれども、長年住み慣れてきたと言いましょか、そうした人たちが非常に自然景観が豊かだとか、いろんなこと言いますけれども、やっぱり長い間住み慣れた所から移るということについては、やはり私は慎重になるべきだろうというふうに思います。そうした意味で申し上げているわけですし、しかも長い人生経験を送ってきた人が新しい場所で最後を迎えるということについて、本当にどうなのかっていう感じがするから申し上げただけです。しかし、この江東区との交流が、本当に双方できちんと定着するようなことになっていけば、この東京の方に住んでいる人たちにとっても、この北海道のオホーツクというところが自分達の将来を託せるというのか、人生の最後を託せるというような、そういう信頼関係みたいなものが醸成されて初めて、先程来出ていることになっていくんだろうなというふうに思います。しかし、この関係が出来ていく上で、ぜひ北海道のオホーツクの方に来たいという人たちが東京の方にいらっしゃるとすれば、それは積極的に受け入れるというようなことは、それぞれの町で考えていく、そのスタンスは重要だろうというふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 本当に置戸らしいと言いますか、置戸の役割と言いますか、そういった意味で何が出来るのか、その辺は長いスパンになるんだと思いますけれども、しっかり連携してというか、向こうと交流を深めながら進めていってほしいと思います。このことについては大いに期待しておりますので、町長頑張ってほしいと思います。以上で、一般質問を終わります。

○佐藤議長 5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、教育長に質問をしたいと思います。

昨年4月から始まった第10次置戸町社会教育5ヵ年計画に基づき、それぞれの事業が進められると、このように思っていますが、その重点目標の中に、北の大地にたくましく生きる健康づくりとスポーツ振興を図りますとされています。また、その推進本部として個人の体力に応じた運動の機会を提供し、スポーツ振興を図りますと、このように書かれています。推進にあたっては、社会教育、社会体育係が中心となると、このように思いますが、その機能を十分に発揮するには、以前のように担当者をスポーツセンターに常駐をさせ、直接、利用者のニーズに対応することが必要と考えております。また、耐震改修工事後には、新たなトレーニング機器の導入がなされ、高齢者を含む全年齢層を対象に利用の普及拡大が求められています。的確な指導、またはアドバイスを行う有資格のインストラクターの配置も必要と考えますが、教育長の考えを伺います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 置戸町の健康づくりとスポーツ振興についてということですが、初めに、置戸町でのスポーツ振興についての取り組みですが、阿部議員には多くのスポーツ事業にご出席いただいており、その概要についてはご承知のことと思いますが、スポーツ推進委員の皆様を初め、各体育団体、スポーツ少年団の指導者の皆さんに協力をいただきながら、各種スポーツ大会やスポーツ教室の他、高齢者スポーツや軽スポーツ等の普及、また指導者の育成に取り組んでいるところです。その他にも、スポーツ振興の取り組みを進めていますが、大きな課題は、少子高齢化に伴うスポーツ振興の減少により、どのスポーツでも参加者が減少傾向にあるということです。スポーツの振興は、一人ひとりの主体的な取り組みがあって初めて可能となるもので、そのために各種教室等を利用してスポーツの魅力を発信していくなど、地道な活動が大切と考え取り組んでいるところです。

次に、スポーツセンターへの職員配置についてですが、耐震改修前は複数の職員をスポーツセンターへ常駐させることは難しく、施設管理を主な業務とする常駐の管理人1名で対応してまいりました。議員のご指摘のとおり、利用者の近くに居て直接利用者からお話を聞くことは、とても大切なことであり、耐震改修後につきましても、現体制の中で担当職員がアンテナを高くし、スポーツ推進委員や少年団指導者を初めとした、社会体育に関わる皆様と日常的に情報交換を行うことで対応してまいります。

スポーツセンター大規模改修については、現在、2月末で改修工事が完了し、4月よりリニューアルオープンの予定で、順調に進められております。今回の大規模改修の目玉の一つとして、トレーニングルームの拡張を行いますが、改修後は、明るく清潔感のある広々としたトレーニングルームとなりますので、高齢者を初め、たくさんの方に気持ちよく汗を流していただきたいと思っております。また、導入するトレーニング機器ですが、現在、機種選考を進めていますが、高齢者や車椅子の方でも安心して使用できる運動機器を初め、ウォーキングからランニングまで対応可能なランニングマシンやバイク等、目的に応じたトレーニングメニューが組めるようなトレーニング機器の導入を考えているところです。

なお、議員からご指摘のあったスポーツトレーナーの配置についてですが、資格を持ったスポーツトレーナーを常駐させ利用者個人と面談し、トレーニングメニューの作成やトレーニング指導を行う中から、利用者の定着及び拡大を図ることが理想と考えますが、当面は定期的に外部からトレーナーや指導者を招き、個別メニューの作成やトレーニング指導にあたるほか、積極的に健康教室等を開催し、利用拡大に繋げていきたいと考えております。これらにかかる経費は、新年度予算の中で計上していくよう進めております。将来的に利用者が大幅に増え活発に利用される状況になれば、地域おこし協力隊での配置等も考えなくてはならないかなと押さえているところです。高齢者や女性にも優しい新たなトレーニング機器を多数導入いたしますので、より多くの町民に利用していただけるよう取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 ただいまお答えをいただきましたが、スポーツ振興の拠点となるのがスポーツセンターだと、このように思っております。また、行政が町民に直接的にサービスを提供できる施設は、町の中にそんなに数多くあるわけではないと、このように思います。その中の一つ



がスポーツセンターだと思っていますし、誰もが安全に利用することで個人の体力や年齢に応じた健康づくりでなければなりませんから、先程お答えをいただきましたけれども、定期的にとということでございますが、出来れば専門的な経験と知識を持った指導者で、同時にスポーツの指導が可能な人材の配置を考えていただけないかと、このように思っているところでございます。当面は、先程お答えいただきましたように、定期的であってもきちっとしたメニューの組むことが出来るトレーナーを配置をしていただくということでございますから、将来に向けてきちっとした指導者の配置をしていただくようお願いをしたいなと、このように思っています。このことについてお願いします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 多額のお金を使って、機器の充実を図って新しいトレーニングルームをたくさんの人にまずは利用していただきたいというふうに考えています。定期的にトレーナーを招く予定をしていますが、手が回らないほど利用者が増えてほしいなというふうに思っています。毎回、数名の利用者しかなくて、こんなに回数いらないなというような状況にだけは決してならないような声かけ、取り組み、仕掛けをしていきたいなというふうに思っていますが、教育委員会部局だけでは、やはり難しいところもあるというふうに考えます。体育協会ですとか、スポーツ少年団、それから中学校の部活等で積極的に利用していただいて、また、町民の皆さんに利用していただいた方から、本当に良い施設になりましたということを他の方々に声かけしていただいて、利用者の拡大をぜひとも図っていただきたいなというふうに思っています。そんな中で、もう常駐ではなくてはならないというような状況を作ることが出来たらというふうに思っていますので、議員の皆様からも利用促進に向けての声かけもぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 前向きな答弁ということでよろしいかなと思います。先日、網体連協の北見ブロック懇話会というのがありまして出席をしました。体育協会の活動がそれぞれ紹介されたところでございますが、どの町もスポーツは町を元気にする大きな原動力であるという、このことがそれぞれの町から報告されたことを申し伝え、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 質問の途中ですが申し上げます。まもなく12時になりますが引き続き一般質問を続けます。

7番 小林満議員。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問したいというふうに思います。町有林の整備基金の創設についてでございます。現在、今第13次の森林経営計画では、通常は5ヵ年ですけども、今回の計画は4ヵ年でございまして、この施行計画を見ますと、非常に前の計画から見ますと、皆伐が42町、間伐が404町、除伐が43町、人工造林が69町という計画をされています。今期の計画を見ますと、施行の中心は、間伐から主伐に変わるというふうなことで、相当収益が上がっているように思われます。平成27年度の収入は、立木売り払い、素材の売り払い、道の補助金、その他の収入を見ますと、880万円が黒字となっております。これは事業費との見合いということで、全部の事業費総体では、若干マイナスになってますけども、この立木の売り払い収入だけが総体では黒字になっているということでございます。町長は、来年度の予算編成で厳しい台所の説明をし

ておりますが、この3年間、地方交付税が25億から26億円と交付されていますが、平成28年度の交付税の算定の中で、地域経済雇用対策費、つまり人口の単位費用がマイナス47.5%と大幅な減になっており、かなり厳しいものと危惧されているのではないかとこのように思います。さらには、国の借金が毎年増えて、1,062兆円、国民1人当たりが840万円という借金でございまして、国はどうやって将来この金を返すのでしょうか。また、11月18日、財政制度審議会が予算編成に対する建議書の中でも、自治体にかかる地方交付税の交付金の抑制や公立小中学校の教職員の削減を促しています。このような状況の中で、公共事業費の伸びは厳しく、森林の手入れも制限されますので、自前の基金を作り、今後益々主伐の方向に向くと思われまますので、立木販売のみを町有林の整備基金として毎年積み立てていく考えはないか、町長にお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町有林の整備基金の創設についてということのご質問であります。議員の方からご照会ありましたけれども、初めに、町有林を含む民有林の現状について申し上げますが、一般民有林8,153ヘクタールのうち、人工林は5,321ヘクタール。これの林齢から判断しますと、約40%が主伐期を迎えているわけでありまます。皆伐が年々増加している再造林が追いつかないというのが現状であります。町有林の方でも鉄道林を含めまして、約50ヘクタールが造林を待っているというような状況であります。

第13次の町有林の森林経営計画における立木販売、主伐対応でありますけれども、この立木販売ですが、平成26年度から本年度まで3カ年の立木の売り払い実績は、38ヘクタール、1,256万3,000円となっております。議員から、この立木の売り払い収入を基金として積み立てをして、厳しさを増す財政状況の中でも、造林あるいは育林を含む安定した町有林の整備に備えるべきだというようなご提案だということに思いますが、現在、町有林経営は、国費事業予算の確保あるいは発注可能な事業量を判断しながら、経営計画を策定して事業を行っておりますのは、ご案内のとおりであります。町有林全体予算では、年間1億円を超える事業費ということになっております。また、町有林全体収支で見ますと、過去3カ年で320万円ほど一般財源を充当しておりますが、立木売り払いの収入も森林整備事業に回っている状況を見ますと、考えや思いは十分理解しておりますけれども、基金創設には少し時間をいただきたいというふうに思っています。

安定的な町有林整備の財源確保のための基金創設のご提案であります。町民の財産である町有林の整備は、従来から公共補助事業の活用あるいはそれに伴う素材、立木売り払い収入、そして一般財源によって計画的な推進を図ってきたわけでありまます。今後もそうした方向で整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

今月2日に、自民党、公明党の税制調査会において、市町村長が長年、議会の議長さん方もそうなんです。長年要望しておりました森林環境税について今回の税制改正では、結果としては見送られたわけでありまます。税制改正の大綱で森林環境税の創設に向けて具体的な仕組みを総合的に検討して、2018年度に結論を得るとしてあります。市町村における森林整備の特定財源化に少し光が見えてきたような、そうした思いがするわけでありまます。1年後の税制改正が大きな山場になるであろうというような情勢と言えます。私も、この全国組織の副会長ということで10年ほど務めているわけでありまます。今後においてもこの創設に向けて努力をしたいというふうに思っております。ま

た、一方、森林整備を担う業界や、あるいは林業労働者の確保については、非常に深刻な状態だというふうに思います。本町でも、林業あるいは林産業界を挙げてこの問題に取り組み、具体化に向けて協議中でもあります。森林整備を行うにも、それを行う担い手がいなければ、山の荒廃は進みますし、膨大な森林資源のその価値を失ってしまうというようなことにもなってしまいます。町有林経営に限らないわけですが、置戸町林業全般の諸課題あるいは問題解決を図って林業の振興あるいは発展のための政策展開は重要であろうというふうに考えておりますので、業界をリードされているお一人としてぜひお力添えをお願いしたいというふうに存じます。大変大きな意義を持つ森林環境税の実現の動向というものを見ながらと言いましょか、29年度から策定作業が始まる第14次の町有林森林経営計画との整合性も図って、そして、林業界のご意見も伺いながら、この基金創設について時期を見ながら適切に判断をしていきたいと、このように思っているところであります。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 大変ありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。もうちょっと突っ込んで話をしたいと思いますが、今、町長の答弁の中でも、第14次森林整備計画が来年度から調査をして、平成30年度からまたスタートするわけですけども、これのことをちょっと思ったんですが、カラマツの齢級別を見ますと、町有林の場合、約2,000町歩のうち約780町ぐらいがカラマツだというふうに思います。齢級別で見ますと、約9齢級以上が95%に達するというようなことで、非常に14次の計画については、非常に大事な時期にきていると。言ってみればカラマツでは、成熟期を迎えておりますし、ほとんどが主伐になるということでございます。

そこで私は、一つ提案があるんですが、一度に大量の面積を伐採するのではなくて、ちょっと伐期を長めにしたり、あるいは間伐をしたりということで、年々同じような間伐面積あるいは材積を地元で落としていけば、もっと長伐期にしていくのではないかとということが考えられます。さらにトドマツも9齢級では、85%以上が9齢級以上だということでございますので、これも同じように皆伐が予想されるんですけども、やはり節度を持った面積あるいは材積あるいは事業規模等に合わせて伐期を延長したり、標準的な利をある程度推計しながら、非常に適切な森林管理を行うように努めていただければというふうに思います。一度に伐採してきますと、どうしても多量の材が出ますけども、その後続かないと。切れれば当然再造林ということになりますので、そういう面も含めて第14次の計画については十分意を持っていただきたいなというふうに思いますが、その辺についてもう一回お願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 すごく理解しているつもりです。ただ、町の方はご承知のように、国だとか道の補助金の枠を見ながらと言いましょか、それを見ながら事業を進めているというのが現状であります。確かに今おっしゃられたことは、適正な山を管理していくという観点からも重要なことであろうという認識は、私も同じであります。たまたま私も北海道の森林審議会の役員でもありますので、今ちょうど計画の検討中ですので、北海道としても今議員がおっしゃられた、同じようなことを他の町でも同じ状況にあると思うんですね。多少の違いはあっても、基本的にはそう違いはないと思うんです。しかし、一番の問題は、事業費の、その年、その年における事業費の枠と言いましょか、このことが少なからず影響してきますので、もう少しその辺の弾力性のある、そんなことが出来ない

のかということも含めて道の方ともやり取りしたいなというふうに思っています。しかし、いずれにいたしましても、町にとって重要な森林資源でありますから、この第14次の経営計画の策定にあたって、その辺をきちっとしていきたいというふうに思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 大変ありがたい答弁をいただきました。町長の言うように、非常に理解しているということですので、第14次の施業事業計画については十分な議論をしていただきたいというふうに思います。私の意見はこれで終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

---

休憩 12時13分

再開 13時00分

---

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第 3 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例  
の制定についてから

◎日程第12 議案第82号 工事請負変更契約の締結についてま  
で

————— 10件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定についてから日程第12 議案第82号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件を一括議題とし、これから質疑を行います。

〈議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定について〉

○佐藤議長 まず議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定について。

質疑はありますか。

4番。

○4番 佐藤議員 別表の活性化センターの使用料の中の、備考の2番目なんですけど、光熱水費、通信料は別として、大よそ光熱水費というのは、どの程度、年額でもいいし月額でも見ているのか。これは、使用者が負担ということなので、今度、借り受けする法人が負担するということなんですけど、どの程度の負担を見込んでおりますか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 従来の旧勝山公民館時代から、設備と改修は図っています。電気の契約も、なるべくコストを下げるように契約しております。概算では、燃料は焚き方もあるんですけども、年間で120万程度の負担になるのではないだろうか。電気、燃料、その他含めて、うちの料金も含めてですね、利用者が負担する分は120万程度になるだろうと想定してございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

4番。

○4番 佐藤議員 今、法人の事務所は、勝山の町有の住宅に入ってますよね。これは、使用料はどういうふうになっているんですか。無償とか有償だとか、月額いくらだとか、何かそういった規定の中で貸しているんでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 現在、ご質問のありました勝山グリーンファームのことだと思うんですけども、その今事務所を構えております、勝山の町有の住宅につきましては、無料でお貸ししております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 無償ということは、条例上の中に無償の条項を当てはめて、無償っていう根拠法例ってどうか条例で貸しているということで間違いないでしょうか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 町有住宅は、管財ということで庶務係担当なものですから、町有住宅、職員住宅含めて、普通財産ということで貸付規定で契約して貸し付けています。基本的に、平米当たりで単価を出して使用料をいただいておりますが、今回は、貸付の中で無償ということで貸し付けを行いました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 根拠法例を示してください。例えば、条例の中で、町長が特別認めるものについては、有償とか無償とか必ず条例上に入っているんですよ。だから、そういった事情を町長が認めて、今回については法人に無償で貸すという、そういうことを明確にしてあれば、それに基づいた町の財産の無償貸付ということになるんですけど、そのような理由で無償にしているのかどうか、確認をお願いします。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 調べてますので、後程お答えいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

〈議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 この議案第75号、それから次の76号にも関わると思うんですが、これはいわゆる介護に要する休暇に関して、充実をさせるという意味合いの条例の改正だというふうに思うんです

が、参考までに、これまで介護休暇等を取った職員等がいたかどうか、ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 取得した人はいます。あと、人数と回数は、ちょっと今確認とって後程お答えいたします。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員 それで、今までそういった部分の休暇等の充実をさせると言いますか、あえて取りやすいようにというような意味合いがあるのかなというふうに思うんですが、今後、更にこういった休暇等を取得する可能性については、どのような認識でおられるか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 当然、高齢化時代を迎えておりまして、自分たちの親とかそういった部分の介護に関わってくる時代ですので、そういった部分では職員の中には、これから取得、これができて取得を考える方も当然出てくると考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。  
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。  
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。  
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。  
質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 説明の中で、道から町への移管というような説明があったと思いますが、その辺りもう一度説明お願いできますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 こちらの80号の方にも関連するんでございますけども、今まで国の基準に基づき道の指定ということで、実地指導及び監査については、道で行ってまいりました。それが国からですね、今条例等で定めるということで、地方にどんどん下りてきております。道につきましても、条例等で定める中でこの基準について運営している部分が今あります。その中で、市町村が行うべきとされたものについて、道の方から町村の方に下りてきたという形になります。その中身につきましては、今回、改正いたしました、こういった基準、人員ですとか、運営基準に基づいた上で、適切に運営されているかという部分の報告を求める、それから実地指導に入る、そういった部分につきましては、今後、指定をする部分から含めて町がすべて行うという形になります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 明確に質問することができないんですけども、例えば、今回の改正に伴って、置戸町で行われている、デイサービス等、今、社会福祉協議会等が行っている事業等が関わりがあるのかなというふうに思いますけども、今回の改正による、例えば、人員配置等の過不足といえますか、そういったような点で置戸町では何か問題があるかどうか、それだけお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今回の一部改正の中で、町の地域密着型サービスの基準に、この地域密着型通所介護の運営基準等を定めておりますが、この基準につきましては、国の基準どおり定めておりますし、道で定めていた基準どおり、今回は問題がないと判断して、同じく人員につきましても制定しております。今現在、前に道の指定だった時の人員配置についてですけども、基本的に介護サービスに係る施設基準、サービス基準につきましては、基準どおりやると、どうしても休暇の関係ですとか介護度にもよりますけども、基準どおりやると、どうしても人手が足りないというような感じになります、運営上ですね。社会福祉協議会が今行っております、デイサービスセンターの職員の人員でございますけども、基準は重々満たしております。今までどおりの人員配置基準に基づいて、今回、町でも基準を定めておりますので、それによって不足が生じるということはありません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第5号)〉

○佐藤議長 議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第5号)、6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 総務費の番号制度の関係なんですけども、この委託料の50万円がどうしても必要なのかわかっていうことを、もう1回お聞きしたいんですけども。それと、下の19節の負担金で、情報システムにもどうも関連してくるようなんですけども、この辺についても1回分かるように説明をお願いしたいんですが。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 予算説明で申し上げました安全管理措置という部分で、今回移行に際して、安全管理措置に関する基本方針や管理規定等の国から示されているものはあります、サンプル的な部分で。実際、それを活用していく部分の具体性が欠けていると言いますか、国は一律で見本みたいのを示しているのみですから、それをもとに基準というか、その町の組織に合ったものを作り上げていかなければならないということで、何十万の都市、うちらみたいな3,000人の町、それぞれの組織に合わせて実際に作り上げていく必要があるということです。そのためには、うちの町の課題、そういったものをまず出して、置戸町の課題とか、うちの役場の組織構成、人員体制、機構ですね、そういった部分の実情を勘案して作成していかなければならないということです。

今回、セキュリティの部分も含めて初めての作業でありますし、すべての作業に、年内3月までにこの部分を作り上げていかなければならないという部分がありまして、やはりこういった部分も含めて専門的に理解している業者に委託をさせていただきたいということで予算を計上させていただきました。

もう一つ、負担金の60万円なんですけども、当初、国が示していた要綱、改正点とか、そういった部分を作り上げている途中で、年度途中で一部変更があったという部分で、そういった部分で情報センターの負担金の中で変更部分を計上していただいたという経過であります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)



○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。2項児童福祉費。4款衛生費、2項清掃費。6款農林水産業費、1項農業費。7款商工費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。8款土木費、2項道路橋梁費。10款教育費、4項社会教育費、5項保健体育費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 体育施設管理に要する経費の中で、圧雪車の修繕費として60万4,000円。これについてですね、当初、体育施設の修繕費というのが当初予算で340万8,000円。この中のプールに関わる部分で129万6,000円というふうに聞いていました。この340万8,000円のうち、この圧雪車に関わる、想定される修理なり、そういう部分でどのぐらい見ていたのか、まずそこからお聞きしたいのですが。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 圧雪車に関わる予算ということでございますけども、当初136万円ということで当初予算では見ていたんですけども、実は、体育施設管理の修繕全体で予算執行している状況でございます。それで今現在、圧雪車に関わる今年度の支払いの確定、支払いまだ終わってないですけども、確定しているもの含めまして、今現在、約100万円。始業前点検が42万円。圧雪車の、全年度大分トラブルがありまして応急処置で済ませていた部分、その修繕ということで57万円。合わせて、約100万円の支出をしてございます。今回サーボバルブの取り替えということで、大体67万円の見積もりが出てきております。全体で他にもパークゴルフ場ですとか、その辺の機械の修繕ですとかで少し予算も食っていることから、今現在、残額が約6万6,000円となっています。それで、今回67万円を差っ引まして、60万4,000円が不足ということで追加をお願いするものでございます。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 そこで、この圧雪車、これから修理にかかるということなんですが、雪がある、ないに関わらず、当初、12月24日がオープンというふうに予定されているようなんですが、実際に、これまでには修理は完了して使える状況になるのかどうか、そこはどうなんですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 先程、始業前点検をやっているということでご説明したんですけども、今現在見つかっているものとしては、サーボバルブが修繕として見つかって、その他については今のところ、修繕箇所は出てきていません。サーボバルブもですね、業者の方に確認して、納品等1週間から10日あればできるということで、12月24日のオープンには間に合うと、その前段での圧雪がけにも間に合うということで予定を組んでございます。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 間に合うということで、ぜひそれはしっかりやってもらいたいなというふうに思うんですが、当初から第5次総合計画の中で、圧雪車の更新については、平成29年、これはあくまでもいろんなメニューを全部拾い出して、ある程度この辺を目途にということで組み立てられているので、29年、できるできないは別にしても、当然もうかなり年数も経過して23年か4年ぐらい経っている機械ですから、更新を検討しているというふうに考えていいんだと思うんですけども、あまりこういうふうに毎年毎年、100万円も100何十万円も修理費をかけて、その上で営業途中でまた故障が発生して、場合によっては、これが原因でスキー場が休業になる。去年は、リフトもあったし、それから圧雪車も結果的に修理が間に合わなくてというようなことがあって、雪は十分にあったけども年内オープンできなかった経過があるんですよ。

ちょっと厳しいこと言うようで申し訳ないんですが、リフトの施設については12月初め、1日をもって通電、電気が入るので、それ以前には、ある程度の修理箇所というのは、なかなか特定できないと。その上で、12月に入れば電気が通るので、ある程度確認はできる。だけど、この圧雪車の関係については、去年もそうだったんですけども、あえて例えて厳しく言うならば、小学生や中学生の夏休みや冬休みの宿題を、それが終わってからやっているっていうような、そういう状況じゃないかというふうに思うですよ。特に、去年なんかは5月から修理をやるという期間に入っていたのに、それを怠って12月29日に全部修理が完了したなんていう、そういうことでは、通常一般の公共じゃない一般のスキー場なんかではあり得ないような、そういう事態がここ何回か出ている中に置きながら、今回もこういうふうにぎりぎりになってからこういうことが見つかるなんていうことも、もうちょっと早くできなかったのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 圧雪車でございますが、今、議員がおっしゃるとおりですね、平成4年3月に購入して、今現在、25年目の機械となっております。当然ですね、総合計画にもありますように、平成29年更新という予定で予算の方をお願いするように今取り進めているところでございます。修理の関係だったんですけども、実は圧雪車、うちの予算的には、4月から利用可能ということで、ただ、代理店の方がなかなか夏場は、トラクターですとか、そういう修理が忙しくてなかなか来てもらえないという状況でございます。やっと来てもらえたのが、9月頃から声はかけているんですけども、やっと空いて来てもらえたのが、11月15日ということで、その時に見てこういう箇所が見つかったということで、それ以前の修理というのは、4月から声をかけていてもきっと同じような状況になるということでご理解願いたいのと、ただ、3年くらい前からきちっと始業前点検をきちっとするようにしてですね、消耗品ですとかそういう点検は以前はしてなかったんですけども、きちっとするようにしておりますので、今年についてはこれ以上出ないことを祈っていきなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 それでは、29年予算要求ということですので、それに期待をしたいなというふうに思いますが、できるだけシーズン中にそういう事態のないようお願いしたいなと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 まちづくり青年国内研修事業に要する経費、今回、1名増加分ということで、18万円の追加でありますけども、これは確か訓子府と共同で実施をされているというふうに思うんですけども、今回の目的地と、また引率者として誰が行くのかといいますか、そういった内容について分かっている部分だけ教えてください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今のご質問にお答えをいたします。このまちづくり青年産業後継者研修事業ということなんですけども、議員のおっしゃられるとおり、置戸町と訓子府町のまちづくりに関わっていただけの方の先進地調査ということを目的に、実は平成26年から復活をさせた事業でございます。復活してから3年目の事業になります。今年度なんですけども、今年度につきましては、置戸町から引率1名、町職員で1名。また、青年で3名。農業後継者で2名。また、会社員なんですけども、置青協の会員ということで1名。合わせて3名の参加を予定をしております。日程でございますけども、今、もう4回訓子府町と打ち合わせを行く人でしております。その中で、日程としましては、1月17日から4泊5日の予定でございます。行き先としましては、四国の愛媛県、また、香川県、小豆島、その辺の先進地を視察をしたいということで計画を立ててございます。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り下さい。

第2条 繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の補正は、議案の3ページ、上段、「第2表 繰越明許費補正」をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻り下さい。

第3条 債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の補正は、議案の3ページ、下段、「第3表 債務負担行為補正」をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 事項別明細書の8ページ、9ページの臨時給付金に要する経費で、ちょっと確認だったんですけども、説明の中でですね、平成31年9月まで消費税が2年半延びたので、その分の一

括給付として800人分の、1人1万5,000円ですか、それを給付するというので、前倒ししてというそういう話だったんですけど、これはこのとおり間違いないですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 ただいま佐藤議員から話があったとおり、今回30年に消費税の10%の改正が延びたということで、実際、今年度9月から受付しました、1人3,000円の臨時給付金、これ28年度の臨時給付金ということで行い始めまして、説明の中で申し上げましたけども、8月2日の閣議決定で、この部分について消費税の10%が延期になったことに伴って、この制度、それまでの2年半分を前倒しで、制度化になるまでの、1月分にいたしますと、500円というのを低所得者の食費に関する大体750円前後を見込んで、そのうちの500円程度を給付しますという考え方で、前回は9月から3月までの半年分で3,000円。今回は4月から2年半分の1万5,000円というような根拠になります。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 先に戻って、企画費の地域公共交通対策に要する経費の中の、北見バスの補助ありますよね。銀河線が廃線になって10年目ということで、この中で402万5,000円の内訳としては、陸別が278万数千円ということ聞いたわけですけど、今後も、去年の段階で1市3町ですか、いろいろ協議されて、北見市と我々とは若干ですね、利用者の補助は変わってきたんですけど、北見バスの補助というのは、今後ともこの部分についての補助というのは、今の段階では継続しているか、そういった形で続けるっていう考え方に立っているんでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまご質問いただきましたのは、現在、運行されております北見バスに対しまして、赤字分として、北見市、訓子府町、それから陸別町、置戸町でそれぞれ路線の長さですとか人口割ですとかっていうルールを決めまして、赤字になった場合については、路線毎に計算をした上でそれぞれ負担をしましょうと、こういうスタート時の申し合わせにより行われてきております。

傾向といたしましては、ご承知のとおり、利用者が減りますと、同じ運行回数を重ねていきますと負担金が増えていくってというのは、これ当たり前の話なんですけれども、この3年間でいきますと、平成26年度で3路線トータルなんですけども、平成26年度で290万円ほど。それから27年度で320万円。それから今年が400万円ということで、これは単純に利用者が減って収益が減るだけではなくて、かかる経費が上がった場合にも、どんどんと増加をするという結果になってまいります。おそらく今後も増えていく傾向は変わらないのかなという感じがいたしておりますけれども、負担が可能なうちは、このバス路線を維持していくという考え方に立って負担をしてまいりたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 債務負担行為の補正の240万円の関係なんですけど、新規就農に関わる2年間の月額10万円の貸付ということでしたけども、5年間就農を継続すれば返さなくてもいいという性質の資金で良かったのかなというふうに思うんですけど、農業公社が行っている、担い手育成確保事業の中

の資金というふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐藤議長 農業委員会事務局長。

○深川農業委員会事務局長 本町の貸付金、月額10万円。最長2年間の240万円の制度と、農業公社が行います制度とは別のもので、独自で町が貸付するものでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

総務課長。

○菅野総務課長 先程、質疑の中で答弁漏れの2点についてご説明いたします。町営住宅の貸付の無償につきましては、財産の交換及び譲与、無償貸付に関する条例の第8条の、この条例に必要な事項については、町長が別に定めるということを適用して無償としております。

それと、介護休暇の利用人数ということで、職員の中で1名、27年度1名おりました。今年度は今の段階ではおりませんということで報告します。

○佐藤議長 ただ今の答弁に対して質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第82号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第82号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 970万円ほど減ったのは、金額見れば分かるんですが、中身について、どういふふうに減ったのか、もう1回説明お願いします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 972万円減額になりましたのは、富岡にある配水池から、秋田の墓地の間の区間に、管渠を埋設する、約1.8キロの間の工事の区間でですね、ここは当然国道なものですから、国と協議の結果、管渠の埋設位置を選定いたしました。その時の指示としましては、なるべく路体から外して、漏水しても路体に影響がないようにということで、側溝の脇、U型トラフの脇に入れるよう指示がありました。ただ、そこを掘削したところ、かなり地下水位が高いということで、再度、国と協議をした結果、やむを得ないということで、トラフと路肩の中間ののり面を掘削して、そこに埋設していいという判断をいただきました。従いまして、この972万円の3分の2は、トラフの設置、取り外し再設置の手間が省けた、その金額が3分の2を占めております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのままお待ちください。

---

休憩 13時44分

再開 13時47分

---

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定についてから議案第82号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定についてから議案第82号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第73号から議案第82号までの10件について討論を終わります。

これから議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定についてから議案第82号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件を採決します。

議案の順序で行います。

まず議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定についての採決を行います。

議案第73号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第73号 置戸町勝山活性化センター設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についての採決を行います。

議案第74号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第74号 置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例から議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの2件を一括して採決します。

議案第75号から議案第76号までの2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第75号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例から議案第76号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2件を一括して採決します。

議案第77号から議案第78号までの2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第77号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第78号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から議案第80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの2件を一括して採決します。

議案第79号から議案第80号までの2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第79号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から議案第80号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第5号)の採決を行います。

議案第81号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第81号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

次に議案第82号 工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

議案第82号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第82号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 意見書案第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める要望意見書から

◎日程第19 意見書案第16号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第13 意見書案第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める要望意見書から日程第19 意見書案第16号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書までの7件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第10号から意見書案第16号までの7件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号から意見書案第16号までの7件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第10号から意見書案第16号までの7件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第10号から意見書案第16号までの7件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める要望意見書から意見書案第16号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書までの7件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第10号から意見書案第16号までの7件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める要望意見書から意見書案第16号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書



までの7件については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成28年第9回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13時56分